案件

水道事業及び下水道事業に係る経営戦略の 中間見直しについて

上下水道財務課

1. 政策等の背景・目的及び効果

水道事業・下水道事業では、今後も人口減少や節水機器の普及等により給水収益・下水道使用料の減少が予測される中、平成31年3月に策定した「枚方市水道事業経営戦略」及び「枚方市下水道事業経営戦略」に基づき、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化に向けた取り組みを進め、毎年度の決算時に評価・検証を行い、進捗管理を行ってきました。

今年度は、水道事業及び下水道事業に係る経営戦略の中間見直しの時期となりますので、令和 5年9月に見直しの考え方等について報告したことに続きまして、今回、各経営戦略の中間見直 しの概要を取りまとめましたので報告するものです。

2. 内容

- (1) 枚方市水道事業経営戦略(中間見直し概要)・・・・・・資料1
- (2) 枚方市下水道事業経営戦略(中間見直し概要)・・・・・・資料2
 - ※① 水道事業経営戦略(収支計画-中間見直し後の増減比較)・・参考資料1
 - ※② 下水道事業経営戦略(収支計画ー中間見直し後の増減比較)・参考資料2
 - ※③ 枚方市水道事業経営戦略 ・・・・・・・・・・参考資料3
 - ※④ 枚方市下水道事業経営戦略・・・・・・・・・・参考資料4

3. 実施時期等

令和6年(2024年) 1月 上下水道事業経営審議会に中間見直し概要について報告

2月 建設環境委員協議会に中間見直し概要について報告

3月 中間見直し結果の公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

(1)総合計画・基本目標: 安全で、利便性の高いまち

施策目標: 1. 災害に対する備えができているまち

・基本目標: 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標: 26. 安全で良好な生活環境が確保されたまち













5. 関係法令・条例等

水道法・下水道法・地方公営企業法

6. 事業費・財源及びコスト

≪事業費≫ 269千円

支出内訳 上下水道事業経営審議会に係る委員報酬(9,500円×9人×3回分) 257千円

報償費 $(2,000 \text{ P} \times 2 \text{ A} \times 3 \text{ 回} \text{ G})$ 12千円

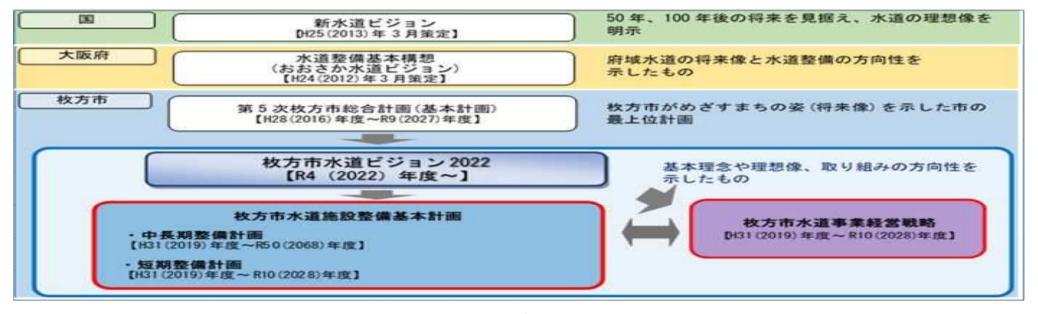
≪財 源≫ 料金・使用料:269千円

1 策定の趣旨

本市の水道事業は、給水収益の漸減傾向が続くなか、施設の更新・改良・耐震化への取り組みを進めています。そのような状況のもと、「良質な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的」として、平成 31 年 3 月に中長期の経営の基本計画となる「枚方市水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」という。)」を策定しました。その後、毎年度の決算時に評価・検証を行い、進捗管理を行ってきましたが、令和 5 年度で策定後 5 年目となることから、計画期間前期(平成 31 年度から令和 5 年度まで)の事後検証を行うとともに、計画期間後期(令和 6 年度から令和 10 年度まで)について、前期の検証結果や社会情勢等を反映した見直しを行います。

2 計画の位置づけ

「経営戦略」は、平成 30 年度に策定した中長期的な水道施設整備の基本方針や整備計画を定めた「枚方市水道施設整備基本計画(以下、「整備基本計画」という。)(計画期間:平成 31 年度~令和 50 年度)の「短期整備計画(計画期間:平成 31 年度~令和 10 年度)」と整合を図り、中長期にわたる水道事業経営を見据えた内容とするため、今回、あわせて中間見直しを行うものです。



3 水道事業の現状分析

現在の経営については、<u>経常収支比率や料金回収率など経営に関する指標は概ね良好な比率となっています。</u>

しかし、管路経年化率が高く毎年度増加傾向にあることや<mark>管路更新率が伸びないことから、管路の老朽化が進んでいます。</mark>管路更新については平成30年度に策定した「枚方市水道施設整備基本計画」に基づき、<u>破損した場合に社会的な影響が大きい大口径管路や国道などの</u>緊急交通路に埋設された管路の更新事業を優先的に取り組みます。

また、中宮浄水場の更新事業をはじめ更新需要の増加により、企業 債残高が多くなり、料金収入の低下に相まって企業債残高対給水収益 比率が上昇していますが、建設改良積立金等の内部留保資金を活用す ることで自己資金と企業債発行のバランスを図ります。

4 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本市の行政区域内人口は、平成 21 年度末から令和 4 年度末にかけて、約 16,000 人減少しています。

給水人口についても、行政区域内人口の推移にあわせて、<u>平成 21</u> 年度の 410,825 人をピークに右肩下がりで減少し続けています。令和 4 年度末では、給水人口は 395,280 人となりました。

今後の給水人口についても、さらに減少が続くものと見込まれ、<u>令</u> 和 10 年度には、約 386,000 人となる見込みです。

(2) 水需要の予測

「経営戦略」を策定した平成 30 年度以降は、大口利用者の地下水 転換による影響が予想を上回るなど、有収水量は計画値を下回る結果 となりました。

今後の有収水量の予測としては、引き続き、給水人口の減少や節水 機器の普及などによる減少を見込んでいます。

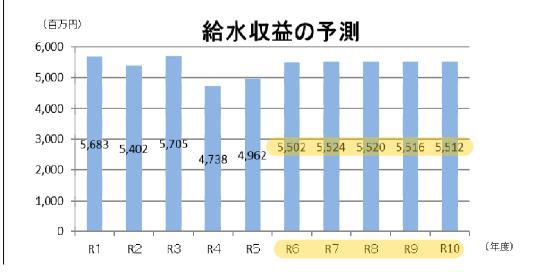
<u>令和10年度には3,983万4千㎡</u>となる見込みとなっています。

(3) 料金収入の見通し

料金収入(給水収益)の予測については、有収水量の減少に伴い、減収が見込まれ、令和10年度には約55億円となる見込みです。

なお、令和2年度、令和4年度及び令和5年度にはコロナ禍における物価高騰対策等として基本料金等の減免を行っています。

また、<u>令和3年度に水道料金制度の見直し</u>を行い、一般用については、基本水量8㎡を廃止するとともに口径別料金を採用しました。



5 経営の重点方針

現状分析で見えてきた課題

- ■世代間負担の公平性を確保するため、更 新需要への計画的な事業実施と企業債発 行の適正化を行う必要があります。
- ■持続を基本とした継続的な経営改善を行う ためには、適正な料金の算定と定期的な 計画の見直しに取り組む必要があります。

将来の事業環境予測

■今後も給水収益は減少する一方で、増大する老朽施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要があります。

経営の重点方針

世代間負担の公平性の確保

- ① 計画的な事業実施
- ② 企業債発行の適正化

持続を基本とした継続的な経営改善

- ① 適正な料金の算定
- ② 定期的な計画の見直し

- ■水道施設整備基本計画等の各種計画に基づき事業を実施します。
- ■企業債の発行にあたっては、後年度への影響を 考慮した充当率で借入れを行います。
- ■料金については、原価を元に適切に算定すると ともに、定期的な見直しを実施します。
- ■経営戦略等の各種計画については、定期的な見 直しを実施します。

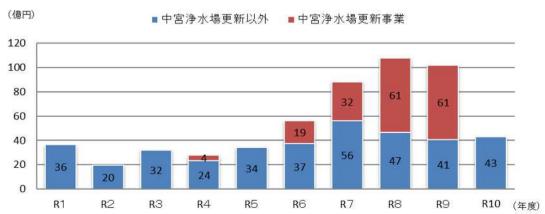
6 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画における投資試算

投資の試算については、アセットマネジメントの考え方を導入して策定した「枚方市水道施設整備基本計画」の「短期整備計画(平成31年度~令和10年度)」(中間見直し後)に基づく取り組みと整合を図り、事業費を算定しています。

経営戦略の計画期間後期(令和6年度~令和10年度)においては、短期整備計画に基づく事業費として、約397億円(税込)の建設改良事業費を見込んでいます。

建設改良事業費の推移



(2) 投資・財政計画における財源試算

給水収益

料金収入(給水収益)の予測については、給水人口が減少しているものの、料金制度の見直しや世帯数の増加などにより、令和 10 年度には約 55 億円となる見込みとなっています。

また、本計画期間における水道料金については、令和3年4月の料金制度の見直しにより一般用については、口径別従量料金制を採用し、口径 40mm 以上の大口径の従量料金を見直しました。引き続き口径25mm 以下の小口径についても見直しを検討します。

企業債

収支計画では、管路の更新に本格的に着手すること や、令和4年度から本格化している中宮浄水場更新事 業に対する財源として多額の企業債を発行すること から、令和9年度にかけて企業債現在高が大幅に増加 し、令和10年度には、約305億円となる見通しです。



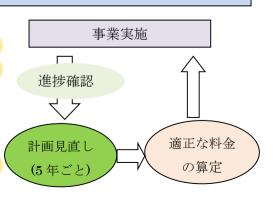
(3)投資・財政計画(収支計画)の概要

収入については、期間を通じてほぼ一定で推移すると見込んでいます。一方、支出については、維持管理費がエネルギー資源の価格高騰や円安によって大幅に増加すると見込んでいます。また、減価償却費は、新中宮浄水場の稼働に伴い増加し、支出全体では年々増加するものと考えています。これらのことから、<u>令和10年度には純損失</u>となる見通しです。



7 経営戦略の事後検証・更新等

- ◆経営戦略の事後検証は、毎年度の決算時に評価・検証を行い、5年ごとに経営戦略を見直します。
- ◆その他、整備計画の策定・変更があった場合 は、臨時的に見直しを行います。
- ◆経営戦略に基づき、<mark>料金改定の必要性を定期</mark> 的に判断します。



水道事業会計 投資・財政計画(収支計画) 収益的収支の推移(税抜き)

29年度 30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 決算 決算 決算 決算 決算 決算 見込 予算 営業収益(A) 5.908 5.455 5.720 4.791 4.992 5.521 5.542 5.538 5.541 5.537 5.810 5.701 うち料金収入 5.808 5.766 5 683 5.402 5.705 4.738 4.962 5.502 5.524 5.520 5.516 5.512 うち他会計負担金 5 5 3 5 5 7 5 5 5 4 959 903 839 1.053 767 691 701 営業外収益(B) 1.729 1.348 721 710 716 入 うち他会計補助金等 135 143 159 133 348 130 1.054 770 138 135 135 135 うち分担金 233 189 175 205 162 195 177 174 150 150 150 150 うち長期前受金戻入 527 491 487 458 434 436 366 364 370 379 388 395 収入計 (ア) 「(A)+(B)] 6.867 6.713 6.540 6.508 6.487 6.520 6.340 6.242 6.233 6.239 6.251 6.253 営業費用(C) 4.980 4.805 4.837 4.674 5.006 5.350 5.415 5.566 6.062 4.991 5.044 5.512 557 528 うち職員給与費 581 621 549 613 589 606 604 648 559 602 1,444 うち維持管理費 1.545 1.556 1.451 1.581 1.757 1.712 1.973 1.801 1.961 2.091 2.074 支 うち受水費 577 552 486 435 412 399 427 413 393 392 391 389 うち減価償却費等 2.276 2.262 2.318 2.264 2.205 2.261 2.299 2.521 2.507 2.502 2.483 3.071 347 |営業外費用(支払利息等)(D) 385 363 335 241 232 236 324 264 211 204 282 |支出計 (イ)〔(C)+(D)〕 5.365 5.354 5.152 5.172 4.915 5.270 5.276 5.723 5.554 5.651 5.848 6.386 1,388 1,250 |経常損益 (ウ) 1.502 1.359 1.336 1.572 1.064 519 679 588 403 Δ 133 特別損益 (エ) △ 9 △ 37 △ 20 △ 62 △ 137 Δ8 Δ8 0 0 0 Δ 11 当年度純利益 (ウ)+(エ) 1.493 1.322 1.368 1.274 1.561 1.113 1.056 511 679 588 403 \triangle 133 健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 _ _ _ _

(単位:百万円、税抜き)

_ 資本的収支の推移(税込み) (単位:百万円、税込み)

	29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算	R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
企業債	1,505	1,087	1,460	1,007	2,059	1,584	2,301	3,081	4,428	5,381	4,994	1,462
他会計負担金	0	0	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	260	430	830	830	0
国府補助金	0	25	35	0	19	45	12	0	462	732	477	274
貸付金回収	105	1,752	253	254	256	190	0	0	0	0	0	0
その他(工事負担金等)	232	59	256	199	104	97	187	178	178	178	178	678
収入計 (ア)	1,842	2,923	2,010	1,464	2,440	1,916	2,500	3,519	5,498	7,121	6,479	2,414
建設改良費	3,408	3,007	3,646	1,960	3,180	2,775	3,438	5,634	8,802	10,759	10,188	4,290
企業債等償還金	1,566	1,633	1,685	1,752	1,807	1,801	1,838	1,806	1,736	1,661	1,644	1,595
他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	30	34	39	62	36	38	589	97	38	38	38	38
支出計 (イ)	5,004	4,674	5,370	3,774	5,023	4,614	5,865	7,537	10,576	12,458	11,870	5,923
支不足額	3,162	1,751	3,360	2,310	2,583	2,698	3,365	4,018	5,078	5,337	5,391	3,509
記不足額に補填可能な財源	7,280	7,421	9,155	9,024	9,494	9,766	11,000	10,783	10,907	9,333	7,513	5,229
填不足額	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_
	他会計負担金 他会計補助金 他会計出資金 国府補助金 貸付金回収 その他(工事負担金等) 収入計 (ア) 建設改良費 企業債等償還金 他会計への支出金 その他	決算企業債1,505他会計負担金0他会計補助金0国府補助金0貸付金回収105その他(工事負担金等)232収入計(ア)1,842建設改良費3,408企業債等償還金1,566他会計への支出金0その他30支出計(イ)5,004支不足額3,162記不足額に補填可能な財源7,280	決算決算企業債1,5051,087他会計負担金00他会計出資金00国府補助金025貸付金回収1051,752その他(工事負担金等)23259収入計(ア)1,8422,923建設改良費3,4083,007企業債等償還金1,5661,633他会計への支出金00その他3034支出計(イ)5,0044,674支不足額3,1621,751記不足額に補填可能な財源7,2807,421	決算決算決算企業債1,5051,0871,460他会計負担金006他会計補助金000国府補助金02535貸付金回収1051,752253その他(工事負担金等)23259256収入計(ア)1,8422,9232,010建設改良費3,4083,0073,646企業債等償還金1,5661,6331,685他会計への支出金000その他303439支出計(イ)5,0044,6745,370支不足額3,1621,7513,360記不足額に補填可能な財源7,2807,4219,155	決算決算決算決算企業債1,5051,0871,4601,007他会計負担金0064他会計補助金0000国府補助金0000質付金回収1051,752253254その他(工事負担金等)23259256199収入計(ア)1,8422,9232,0101,464建設改良費3,4083,0073,6461,960企業債等償還金1,5661,6331,6851,752他会計への支出金000その他30343962支出計(イ)5,0044,6745,3703,774支不足額3,1621,7513,3602,310記不足額に補填可能な財源7,2807,4219,1559,024	決算決算決算決算決算企業債1,5051,0871,4601,0072,059他会計負担金00642他会計補助金00000国府補助金02535019貸付金回収1051,752253254256その他(工事負担金等)23259256199104収入計(ア)1,8422,9232,0101,4642,440建設改良費3,4083,0073,6461,9603,180企業債等償還金1,5661,6331,6851,7521,807他会計への支出金00000その他3034396236支出計(イ)5,0044,6745,3703,7745,023支不足額3,1621,7513,3602,3102,583記不足額に補填可能な財源7,2807,4219,1559,0249,494	決算 決算 決算 決算 決算 決算 企業債 1,505 1,087 1,460 1,007 2,059 1,584 他会計負担金 0 0 0 6 4 2 0 他会計補助金 0 0 0 0 0 0 世会計出資金 0 0 0 0 0 0 国府補助金 0 25 35 0 19 45 貸付金回収 105 1,752 253 254 256 190 その他(工事負担金等) 232 59 256 199 104 97 収入計(ア) 1,842 2,923 2,010 1,464 2,440 1,916 建設改良費 3,408 3,007 3,646 1,960 3,180 2,775 企業債等償還金 1,566 1,633 1,685 1,752 1,807 1,801 他会計への支出金 0 0 0 0 0 0 その他 30 34 39 62 36 38 支出計(イ) 5,004 4,674 5,370 3,774 5,023 4,614 支工計(1,751 3,360 2,310 2,583 2,698	決算 人名 230 200 0	決算 入去算 他会計負担金 0 0 0 6 4 2 0	決算 見込 予算 企業債 1,505 1,505 1,087 1,460 1,007 2,059 1,584 2,301 3,081 4,428 他会計負担金 0 0 6 4 2 0 0 0 0 0 他会計補助金 0 0 0 0 0 0 0 0 260 430 国府補助金 0 25 35 0 19 45 12 0 462 貸付金回収 105 1,752 253 254 256 190 0 0 0 その他(工事負担金等) 232 59 256 199 104 97 187 178 178 収入計(ア) 1,842 2,923 2,010 1,464 2,440 1,916 2,500 3,519 5,498 建設改良費 3,408 3,007 3,646 1,960 3,180 2,775 3,438 5,634 8,802 企業債等償還金 1,566 1,633 1,685 1,752 1,807 1,801 1,838 1,806 1,736 他会計への支 0 0 <td>決算 決算 人名 2.301 3.081 4.428 5.381 他会計負担金 0</td> <td> 決算 決算 決算 決算 決算 決算 決算 決算</td>	決算 人名 2.301 3.081 4.428 5.381 他会計負担金 0	決算 決算 決算 決算 決算 決算 決算 決算

[※]補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「一」は不足していない状態。

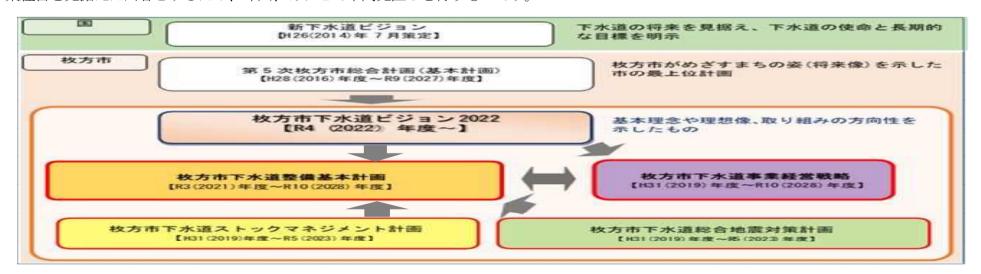
1 策定の趣旨

本市の下水道事業は、人口減少などによる使用料収入の減少が見込まれる中、老朽化が進んでいる施設の維持管理や更新、耐震化への取り組みを進めています。そのような状況のもと、「安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し続けるため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的」として、平成31年3月に中長期の経営の基本計画となる「枚方市下水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」という。)」を策定しました。その後、毎年度の決算時に評価・検証を行い、進捗管理を行ってきましたが、令和5年度で策定後5年目となることから、計画期間前期(平成31年度から令和5年度まで)の事後検証を行うとともに、計画期間後期(令和6年度から令和10年度まで)について、前期の検証結果や社会情勢等を反映した見直しを行います。

2 計画の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や「枚方市上下水道ビジョン((令和4年3月に「枚方市下水道ビジョン2022」を策定)」の考え方を踏まえ、「水環境の保全」「快適な生活環境の創造」「安全安心な市民生活の確保」を目指し、「枚方市下水道事業経営計画(計画期間:平成25年度~30年度)」における財政収支計画の後継計画として策定しました。

「枚方市下水道整備基本計画」の実行計画である「ストックマネジメント計画」及び「枚方市総合地震対策計画」と整合を図り、中長期にわたる下水道 事業経営を見据えた内容とするため、今回、あわせて中間見直しを行うものです。



3 下水道事業の現状分析

現在の経営状況は、経常収支比率や経費回収率など経営に関する指標は 概ね良好な比率となっています。しかし、経営戦略策定時は、これらの算 定には一般会計からの基準外繰入金が含まれていたため、独立採算を原則 とした企業経営の観点から問題があるところでした。 令和4年度からは、 基準内繰入金の「分流式下水道等に要する経費」を新たに受け入れ、基準 外繰入金の受け入れはゼロ(福祉減免分等の市の施策分を除く)となりま した。

また、流動比率が低く企業債現在高対事業規模比率が高いことから、使 用料収入に比べ企業債残高や企業債元金償還金が多いことなどを原因と する資金不足が懸念されていましたが、企業債の償還が順次終了している ため、企業債残高対事業規模比率も減少傾向となっています。

そのほか、有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率が増加傾向であることや、管渠改善率が低いことなどから、施設の老朽化が進んでおり、更新需要の増加が見込まれます。

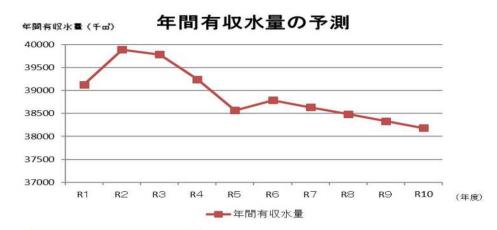
4 将来の事業環境

(1) 年間有収水量の予測

本市の行政区域内人口は、平成21年度末から令和4年度末にかけて、約16,000人減少しています。

今後の有収水量の予測としては、<mark>引き続き、人口の減少や節水機器の普</mark>及などによる減少を見込んでいます。

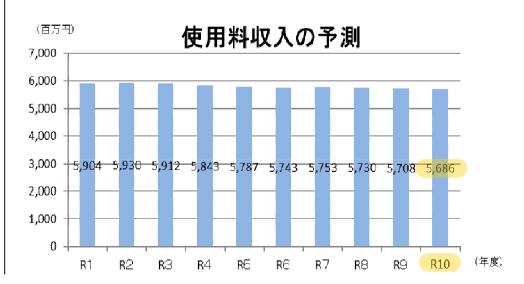
令和 10 年度には 3,818 万 5 千m³となると見込んでいます。



(2) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測については、有収水量の減少に伴い、減収傾向が見込まれ、令和10年度には57億円を割り込む見込みです。

使用料の増収に向けた取り組みとして、「枚方市債権管理及び回収に関する条例」に基づく適正な債権管理を行うとともに、水洗化促進に取り組んでいきます。



5 経営の重点方針

現状分析で見えてきた課題

- ■独立採算を原則とした企業経営を行うためには、合理的な使用料の算定や一般会計繰入金の適正化を行い、継続性と公共性のバランスを図る必要があります。
- ■将来世代に負担を残さないためには、企業 債発行の適正化や採算性を重視した事業 実施による財政運営を行う必要がありま す。
- ■今後増加する更新需要に対応するためには、計画的な事業実施と定期的な計画の見直しを行う必要があります。

経済性と公共性のバランスの確保

- ① 合理的な使用料の算定
- ② 一般会計繰入金の適正化

将来負担を意識した財政運営

- ① 企業債発行の適正化
- ② 採算性を重視した事業実施

計画的な事業の推進

- ① 事業実施計画の策定
- ② 定期的な計画の見直し

経営の重点方針

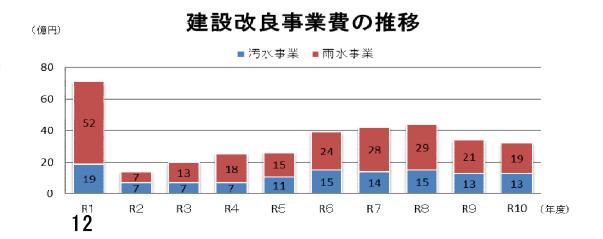
- ■使用料については、原価を元に適切に算定するとともに、 定期的な見直しを実施します。
- ■税で負担すべき経費、使用料で賄うべき経費を明確にし、 適正な負担区分により繰り入れを行います。
- ■企業債の発行にあたっては、後年度への影響を考慮した 充当率で借入れを行います。
- ■新規事業の実施にあたっては、採算性を重視するととも に、補助金等の活用を前提とします。
- ■事業費の平準化を図るとともに、適切な維持管理や整備を推進するため、事業の実施計画を策定します。
- ■経営戦略をはじめとする各種計画については、定期的な 見直しを実施します。

6 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画における投資試算

経営戦略の計画期間後期(令和6年度~令和10年度)の建設 改良事業費の総額は、汚水事業で約70億円、雨水事業で約121 億円を見込んでいます。

今後は、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画 的な更新事業を実施していきます。



(2) 投資・財政計画における財源試算

下水道使用料

下水道使用料については、今後も引き続き、人口減少などによる年間有収水量の減少が予測されることから、令和10年度には57億円を割り込む見込みとなっています。

また、本計画期間における下水道使用料の増収に向けた取り組みとして、徴収率向上に向けた取り組みや水洗化の促進等に積極的に取り組むこととしており、収支計画に見込んでいます。

一般会計繰入金

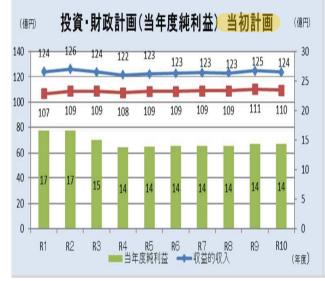
一般会計繰入金については、令和 4 年度には、基準 外繰入金の受け入れをゼロ(福祉減免分等の市の施策 分を除く)とし、新たに基準内繰入金である「分流式 下水道等に要する経費」分を計上した。

今後は、この考え方を基本とすることで、汚水処理 経費を経営によって得られる収入で賄う独立採算を原 則とした企業経営へ本格的に移行します。

(3)投資・財政計画(収支計画)の概要

収入においては、下水道使用料が期間を通じて減少傾向となりますが、一般会計繰入金は 令和6年度以降増加傾向となり、収入全体では概ね一定で推移すると見込んでいます。

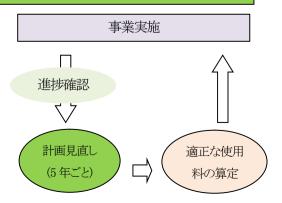
一方、支出においては、支払利息が大きく減少する反面、維持管理費、減価償却費が増加 傾向となることから、支出全体では徐々に増加していくものと見込んでいます。これらのことか ら、当年度純利益は令和6年度を除き約12~13億円で推移するものと見込んでいます。





7 経営戦略の事後検証・更新等

- ◆経営戦略の事後検証は、毎年度の決算時に評価・ 検証を行い、5年ごとに経営戦略を見直します。
- ◆その他、整備計画の策定・変更があった場合は、 臨時的に見直しを行います。
- ◆経営戦略に基づき、料金改定の必要性を定期的 に判断します。



下水道事業会計 投資・財政計画(収支計画) 収益的収支の推移(税抜き)

_ 								1			`	1 12 1 12 1	1 (1)L 1)X C /
		29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算	R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
7	営業収益(A)	9,184	9,141	8,733	8,752	8,930	8,680	8,377	8,804	9,122	9,353	9,388	9,372
	うち使用料収入	5,893	5,950	5,904	5,930	5,912	5,843	5,787	5,743	5,753	5,730	5,708	5,686
	うち他会計負担金	1,314	1,179	1,728	1,864	1,788	2,796	2,500	3,007	3,289	3,561	3,597	3,625
	うち他会計補助金	1,964	1,996	1,074	920	1,193	0	0	0	0	0	0	0
収	営業外収益(B)	3,125	3,125	3,049	3,163	3,154	3,151	3,288	3,237	3,107	3,110	3,125	3,113
入	うち他会計負担金	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	うち他会計補助金	252	229	159	140	123	125	123	123	120	121	121	122
	うち負担金	61	54	58	57	61	60	68	67	62	62	60	60
	うち長期前受金戻入	2,783	2,818	2,811	2,946	2,946	2,945	2,979	3,030	2,910	2,912	2,929	2,916
1	収入計 (ア) [(A)+(B)]	12,309	12,266	11,782	11,915	12,084	11,831	11,665	12,041	12,229	12,463	12,513	12,485
7	営業費用(C)	8,978	8,775	8,971	9,330	9,445	9,464	10,267	10,426	10,367	10,715	10,758	10,839
	うち職員給与費	751	663	615	598	622	602	655	690	602	731	595	578
	うち維持管理費	584	600	664	746	659	695	1,013	1,075	988	1,044	1,119	1,176
支出	うち流域下水道維持管理負担金	1,683	1,458	1,623	1,604	1,763	1,759	2,048	2,023	2,055	2,099	2,105	2,149
	うち減価償却費	5,961	6,054	6,069	6,382	6,401	6,407	6,551	6,639	6,722	6,841	6,938	6,935
7	営業外費用(支払利息等) (D)	1,628	1,496	1,412	1,150	1,030	977	931	932	678	625	579	545
]	支出計 (イ) [(C)+(D)]	10,606	10,271	10,383	10,480	10,475	10,441	11,198	11,358	11,045	11,340	11,337	11,384
経常	対損益 (ウ)	1,703	1,995	1,399	1,435	1,609	1,390	467	683	1,184	1,123	1,176	1,101
特別	川損益 (エ)	85	△ 48	437	65	93	174	29	26	69	69	69	69
当年	F度純利益 (ウ)+(エ)	1,788	1,947	1,836	1,500	1,702	1,564	496	709	1,253	1,192	1,245	1,170
健全化	化法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	_	-	_	-	-	-		_	_

(単位:百万円、税抜き)

_資本的収支の推移(税込み) (単位:百万円、税込み)

		29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算	R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	企業債	2,998	2,398	4,571	1,356	1,034	766	1,398	1,859	2,040	2,838	2,262	2,075
	他会計負担金	981	969	890	712	603	1,271	1,186	1,161	1,187	477	431	417
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収	国府補助金	1,523	1,407	1,649	97	506	620	462	440	748	760	615	575
^	その他(工事負担金等)	86	68	103	124	72	154	396	1,025	565	215	236	106
	小計 (a)	5,588	4,842	7,213	2,289	2,215	2,811	3,442	4,485	4,540	4,290	3,544	3,173
	(a)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額	0	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (ア)	5,588	4,638	7,213	2,289	2,215	2,811	3,442	4,485	4,540	4,290	3,544	3,173
	建設改良費	5,047	4,098	7,013	1,370	1,966	2,532	2,640	3,931	4,195	4,357	3,410	3,229
支		5,911	5,814	5,349	5,731	5,044	4,987	4,441	4,233	4,046	4,067	3,308	3,767
出	その他	82	146	197	171	146	159	116	273	184	159	213	227
	支出計 (イ)	11,040	10,058	12,559	7,272	7,156	7,678	7,197	8,437	8,425	8,583	6,931	7,223
収	支不足額 (イ)ー(ア)	5,452	5,420	5,346	4,983	4,941	4,867	3,755	3,952	3,885	4,293	3,387	4,050
上	記不足額に補填可能な財源	7,539	7,787	8,193	8,291	8,606	8,942	8,291	8,422	9,238	8,870	8,342	8,789
_	填財源不足額 ************************************	-	_			- *F ./+ - T	-		-	_	-	_	_

[※]補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「一」は不足していない状態。

収益的収支

水道事業経営戦略(収支計画ー中間見直し後の増減比較ー)

(単位:百万円)

	火血 的 火	R1 (決算)	R2 (決 算)	前々年度 R3 (決 算)	前年度 R4 (決 算)	本年度 R5 (決算見込)	R6	R7	R8	R9	R10
	収益的収入	6,550	6,459	6,369	6,306	6,254	6,170	6,096	6,032	5,977	5,897
	うち料金収入	5,666	5,594	5,518	5,463	5,424	5,346	5,284	5,223	5,177	5,104
	収益的支出	5,481	5,410	5,232	5,254	5,344	6,422	6,580	6,429	6,404	6,340
策	うち職員給与費	672	671	634	662	661	674	745	637	640	676
定	うち減価償却費	2,407	2,429	2,370	2,387	2,494	3,553	3,479	3,467	3,462	3,389
時	うち支払利息	321	301	281	269	262	282	286	266	252	239
	特別損益	▲ 1	1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1
	当年度純利益(又は純損失)	1,068	1,048	1,136	1,051	909	▲ 253	▲ 485	▲ 398	▲ 428	▲ 444
	資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収入	6,541	6,508	6,487	6,520	6,340	6,242	6,234	6,239	6,251	6,253
	うち料金収入	5,683	5,402	5,705	4,738	4,962	5,502	5,524	5,520	5,516	5,512
	収益的支出	5,151	5,172	4,915	5,270	5,275	5,723	5,554	5,650	5,848	6,386
見	うち職員給与費	549	557	613	589	602	604	648	559	602	528
直し	うち減価償却費	2,318	2,264	2,205	2,261	2,299	2,521	2,507	2,502	2,483	3,071
後	うち支払利息	308	273	239	209	187	194	196	228	274	316
	特別損益	▲ 20	▲ 62	▲ 11	▲ 137	▲ 8	▲ 8	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失)	1,370	1,274	1,561	1,113	1,057	511	680	589	403	▲ 133
	資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収入	▲ 9	49	118	214	86	72	138	207	274	356
	うち料金収入	17	▲ 192	187	▲ 725	▲ 462	156	240	297	339	408
	収益的支出	▲ 330	▲ 238	▲ 317	16	▲ 69	▲ 699	▲ 1,026	▲ 779	▲ 556	46
	うち職員給与費	▲ 123	▲ 114	▲ 21	▲ 73	▲ 59	▲ 70	▲ 97	▲ 78	▲ 38	▲ 148
増減	うち減価償却費	▲ 89	▲ 165	▲ 165	▲ 126	▲ 195	▲ 1,032	▲ 972	▲ 965	▲ 979	▲ 318
	うち支払利息	▲ 13	▲ 28	▲ 42	▲ 60	▲ 75	▲ 88	▲ 90	▲ 38	22	77
	特別損益	▲ 19	▲ 61	1 0	▲ 136	▲ 7	▲ 7	1	1	1	1
	当年度純利益(又は純損失)	321	287	435	198	155	771	1,164	986	830	310
	資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資本的収支

	<u> </u>	R1 (決 算)	R2 (決 算)	前々年度 R3 (決 算)	前年度 R4 (決 算)	本年度 R5 (決算見込)	R6	R7	R8	R9	R10
	資本的収入	3,100	3,114	4,691	5,001	9,376	6,814	2,079	2,164	1,880	2,164
	うち企業債	2,784	2,825	4,396	4,776	9,357	6,804	2,069	2,154	1,870	2,154
策定	資本的支出	6,166	6,207	8,027	8,354	13,485	11,323	6,183	6,142	5,735	5,871
時	うち建設改良費	4,191	4,250	5,932	6,184	11,141	8,571	3,198	3,252	2,897	3,132
	うち企業債償還金	1,768	1,899	2,037	2,112	2,286	2,694	2,927	2,832	2,780	2,681
	企業債残高	21,827	22,753	25,112	27,776	34,847	38,957	38,099	37,421	36,511	35,984
	資本的収入	2,010	1,464	2,440	1,917	2,500	3,519	5,497	7,121	6,479	2,414
	うち企業債	1,460	1,007	2,059	1,584	2,301	3,081	4,428	5,381	4,994	1,462
見直	資本的支出	5,370	3,773	5,023	4,614	5,865	7,537	10,577	12,459	11,870	5,922
し後	うち建設改良費	3,646	1,960	3,180	2,775	3,438	5,634	8,802	10,759	10,188	4,290
	うち企業債償還金	1,685	1,752	1,807	1,801	1,838	1,806	1,736	1,661	1,644	1,595
	企業債残高	19,795	19,050	19,302	19,085	19,548	20,823	23,515	27,235	30,585	30,452
	資本的収入	▲ 1,090	▲ 1,650	▲ 2,251	▲ 3,084	▲ 6,876	▲ 3,295	3,418	4,957	4,599	250
	うち企業債	▲ 1,324	▲ 1,818	▲ 2,337	▲ 3,192	▲ 7,056	▲ 3,723	2,359	3,227	3,124	▲ 692
増	資本的支出	▲ 796	▲ 2,434	▲ 3,004	▲ 3,740	▲ 7,620	▲ 3,786	4,394	6,317	6,135	51
減	うち建設改良費	▲ 545	▲ 2,290	▲ 2,752	▲ 3,409	▲ 7,703	▲ 2,937	5,604	7,507	7,291	1,158
	うち企業債償還金	▲ 83	▲ 147	▲ 230	▲ 311	▲ 448	▲ 888	▲ 1,191	▲ 1,171	▲ 1,136	▲ 1,086
	企業債残高	▲ 2,032	▲ 3,703	▲ 5,810	▲ 8,691	▲ 15,299	▲ 18,134	▲ 14,584	▲ 10,186	▲ 5,926	▲ 5,532

下水道事業経営戦略(収支計画ー中間見直し後の増減比較ー)

収益的収支

(単位:百万円)

		R1 (決 算)	R2 (決 算)	前々年度 R3 (決 算)	前年度 R4 (決 算)	本年度 R5 (決 算 見 込)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10
	収益的収入	12,346	12,553	12,325	12,093	12,178	12,211	12,262	12,248	12,420	12,322
	うち使用料収入	6,098	6,023	5,915	5,835	5,771	5,697	5,641	5,584	5,542	5,472
	収益的支出	10,749	10,958	10,897	10,775	10,855	10,877	10,922	10,909	11,052	10,955
策	うち職員給与費	579	645	594	568	655	663	628	602	687	582
定	うち減価償却費	6,533	6,735	6,851	6,942	7,031	7,119	7,189	7,256	7,363	7,407
時	うち支払利息	1,222	1,131	1,025	913	820	746	744	690	642	607
	特別損益	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
	当年度純利益(又は純損失)	1,664	1,662	1,495	1,385	1,390	1,401	1,407	1,406	1,435	1,434
	資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収入	11,782	11,915	12,084	11,831	11,665	12,041	12,229	12,463	12,513	12,485
	うち使用料収入	5,904	5,930	5,912	5,843	5,787	5,743	5,753	5,730	5,708	5,686
	収益的支出	10,383	10,480	10,475	10,441	11,198	11,358	11,045	11,340	11,337	11,384
見	うち職員給与費	615	598	622	602	655	690	602	731	595	578
直し	うち減価償却費	6,069	6,382	6,401	6,407	6,551	6,639	6,722	6,841	6,938	6,935
後	うち支払利息	1,160	1,033	907	787	680	603	591	537	494	461
	特別損益	437	65	93	174	29	26	69	69	69	69
	当年度純利益(又は純損失)	1,836	1,500	1,702	1,564	496	709	1,253	1,192	1,245	1,170
	資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収入	▲ 564	▲ 638	▲ 241	▲ 262	▲ 513	▲ 170	▲ 33	215	93	163
	うち使用料収入	▲ 194	▲ 93	▲ 3	8	16	46	112	146	166	214
	収益的支出	▲ 366	▲ 478	▲ 422	▲ 334	343	481	123	431	285	429
	うち職員給与費	36	▲ 47	28	34	0	27	▲ 26	129	▲ 92	▲ 4
増減	うち減価償却費	▲ 464	▲ 353	▲ 450	▲ 535	▲ 480	▲ 480	▲ 467	▲ 415	▲ 425	▲ 472
	うち支払利息	▲ 62	▲ 98	▲ 118	▲ 126	▲ 140	▲ 143	▲ 153	▲ 153	▲ 148	▲ 146
	特別損益	370	▲ 2	26	107	▲ 38	▲ 41	2	2	2	2
	当年度純利益(又は純損失)	172	▲ 162	207	179	▲ 894	▲ 692	▲ 154	▲ 214	▲ 190	▲ 264
ĺ	資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資本的収支

	жтымд	R1 (決 算)	R2 (決 算)	前々年度 R3 (決 算)	前年度 R4 (決 算)	本年度 R5 (決 算 見 込)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10
	資本的収入	8,304	4,564	3,490	3,501	3,542	3,254	3,314	3,314	3,314	3,354
	うち企業債	5,874	3,656	2,626	2,630	2,632	2,384	2,294	2,294	2,294	2,294
策定	資本的支出	13,886	9,797	8,678	8,704	8,326	8,163	8,005	8,092	7,397	7,314
時	うち建設改良費	8,229	3,758	3,353	3,353	3,393	3,353	3,353	3,353	3,353	3,393
	うち企業債償還金	5,066	5,449	4,738	4,845	4,621	4,501	4,344	4,430	3,736	3,613
	企業債残高	68,475	66,682	64,570	62,355	60,366	58,249	56,199	54,063	52,621	51,302
	資本的収入	7,213	2,289	2,215	2,811	3,442	4,485	4,540	4,290	3,544	3,173
	うち企業債	4,571	1,356	1,034	766	1,398	1,859	2,040	2,838	2,262	2,075
見直	資本的支出	12,559	7,272	7,156	7,678	7,197	8,437	8,425	8,583	6,931	7,223
し後	うち建設改良費	7,013	1,370	1,966	2,532	2,640	3,931	4,195	4,357	3,410	3,229
	うち企業債償還金	5,066	5,449	4,765	4,789	4,437	4,232	4,046	4,067	3,308	3,767
	企業債残高	62,187	58,094	54,363	50,340	47,156	44,826	42,820	41,591	40,545	38,853
	資本的収入	▲ 1,091	▲ 2,275	▲ 1,275	▲ 690	1 00	1,231	1,226	976	230	▲ 181
	うち企業債	▲ 1,303	▲ 2,300	▲ 1,592	▲ 1,864	▲ 1,234	▲ 525	▲ 254	544	▲ 32	▲ 219
増	資本的支出	▲ 1,327	▲ 2,525	▲ 1,522	▲ 1,026	▲ 1,129	274	420	491	▲ 466	▲ 91
減	うち建設改良費	▲ 1,216	▲ 2,388	▲ 1,387	▲ 821	▲ 753	578	842	1,004	57	▲ 164
	うち企業債償還金	0	0	27	▲ 56	▲ 184	▲ 269	▲ 298	▲ 363	▲ 428	154
	企業債残高	▲ 6,288	▲ 8,588	▲ 10,207	▲ 12,015	▲ 13,210	▲ 13,423	▲ 13,379	▲ 12,472	▲ 12,076	▲ 12,449

枚方市水道事業経営戦略

~中長期経営基本計画~

計画期間 平成 31 年度から平成 40 年度 (2019 年度から 2028 年度)

平成31年3月 枚方市上下水道局



目 次

牙	[1章	策定の趣旨と位置づけ	ı
	1. 策	(定の趣旨	1
		·画期間 ···································	1
		//	
		と営戦略の定期的な見直しについて	
釺	[2章	事業概要	4
	1. 事	「業の現況	4
		:道料金 ····································	6
	3. 組	1織体制	7
<i></i>			0
牙	3章	これまでの取り組み	8
		+水・配水施設	
		X道管路······	
		経営健全化の取り組み(財政収支計画)	11
	•	1)収益的収支	
	,	2)資本的収支	
	(;	3)企業債残高	
	()		
爭	`` {4章		15
笋	4章	経営比較分析表を活用した現状分析	
笋	克4章 (1)経行	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率	15
第	54章 (1)経行 (3)流動	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率	15 16
第	(1)経((3)流 (5)料 ₂	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率	15 16 17
第	(1)経((3)流 (5)料 ₂ (7)施	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率	15 16 17 18
第	(1)経 (3)流 (5)料 (7)施 (9)有	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率	15 16 17 18
	(1)経 (3)流 (5)料 (7)施 (9)有 (11)管	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率	15 16 17 18 19
	(1)経 (3)流 (5)料 (7)施 (9)有 (11)管	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率	15 16 17 18
	(1)経 (3)流 (5)料 (7)施 (7)施 (9)有 (11)管	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率	15 16 17 18 19 20
	(1)経 (3)流 (5)料 (7)施 (7)施 (9)有 (11)管 (5)章	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率 が路更新率 将来の事業環境 (水人口の予測 に需要の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16 17 18 19 20 22 22
	(1) 経 (3) 流 (5) 料 (7) 施 (9) 有 (11) 管 5 章 1. 水 3. 米	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16 17 18 19 20 22 22 22
	(1)経 (3)流 (5)料 (7)施 (7)施 (9)有 (11) 5 5 2. 水 4. 施	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率 路更新率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16 17 18 19 20 22 22 22 23 24
	(1) 経 (3) 流 (5) 料 (7) 施 (7) 施 (11) 章 1	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16 17 18 19 20 22 22 22 23 24 24
	(1) 経 (3) 流 (5) 料 (7) 施 (7) 施 (11) 章 1	経営比較分析表を活用した現状分析 常収支比率 /(2)累積欠損金比率 動比率(支払能力)/(4)企業債残高対給水収益比率 金回収率/(6)給水原価 設利用率/(8)有収率 形固定資産減価償却率/(10)管路経年化率 路更新率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16 17 18 19 20 22 22 22 23 24 24 25

第6章 経営の重点

Λ	г
٠,	•
_	٠.

第7章 投資・財政計画(収支計画)	26
 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明 (1)収支計画のうち投資についての説明 (2)収支計画のうち財源についての説明 	26
(3)収支計画のうち投資以外の経費についての説明	
2. 投資・財政計画(収支計画)	
3. 収支ギャップ解消に向けた取り組み	
(1)出資金のあり方の検討	·····34
(2)水道施設・管路のスペックダウンや性能の検討	34
(3)企業債のあり方の検討	34
(4)民間活力の活用	35
(5)「新施設整備計画」及び「経営戦略」の見直し	35
(6)事務事業の見直し	35
(7)水道料金の改定	35
第8章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	36

用語解説

第1章 策定の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

本市の水道事業は、昭和8年に給水を開始して以来、おいしくて安全な水を 安定的に提供するため、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに、安定し た財政運営に努めてきました。

しかしながら、本市の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水機器の普及に加え、大口利用者の地下水転換が今後も給水収益に大きな影響を与えるものと予測しています。

一方で、大阪北部地震をはじめ、全国各地で地震や風水害が多発する中、自 然災害に対する備えや、今後増大する老朽施設の更新など、水道施設の計画的 な更新・改良・耐震化を進めていく必要があります。

このような状況の下、今後も良質な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的として、中長期の経営の基本計画となる「枚方市水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」という。)」を策定するものです。

2. 計画期間

平成 31 年度~平成 40 年度 (10 年間)

3. 経営戦略の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や「枚方市上下水道ビジョン(以下、「上下水道ビジョン」という。)」の考え方を踏まえ、「信頼される水道」「満足される水道」「持続可能な水道」を目指し、現行の「枚方市水道事業中期経営計画 (以下、「中期経営計画」という。)」における財政収支計画の後継計画として 策定します。

「経営戦略」は、現行の「枚方市水道施設整備基本計画(計画期間:平成25年度~平成33年度)(以下、「整備基本計画」という。)」の後継計画として、平成30年度に策定する中長期的な水道施設整備の基本方針や整備計画を定めた「枚方市水道施設整備基本計画(計画期間:平成31年度~平成80年度)(以下、「新整備基本計画」という。)」の「短期整備計画(今後10年間の取り組み)」と整合を図り、中長期にわたる水道事業経営を見据えた内容としています。

第 4 次枚方市総合計画

第2期基本計画

(平成 21 年度~平成 27 年度)

~基本構想〔施策目標〕~

健康に生活できる安全な環境をつくる [清らかな水を確保する]

第5次枚方市総合計画

基本計画

(平成 28 年度~平成 39 年度)

~基本構想〔施策目標〕~

自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち 〔安全で良好な生活環境が確保されたまち〕

枚方市上下水道ビジョン

(平成 25 年度~平成 33 年度)

~枚方市がめざす水道事業の基本理念~

信頼される水道・満足される水道・持続可能な水道

【水道事業の基本方向(6つの S)】

- 1. 危機管理による安全重視の水道(Safety)
- 2. 安定的な給水の確保(Stability)
- 3. 安心して飲める良質な水の供給(Security)
- 4. お客様へのサービスの向上(Service)
- 5. 官民の役割分担(Sharing)
- 6. 省エネルギーと環境保全(Saving)

実施計画

枚方市水道施設整備基本計画

[平成25年度~平成33年度]

「上下水道ビジョン」に示す事務事業 の方針を具体的に実現するための施設の 整備に関する実施計画を策定

方向性を , 継承

経営計画

<u>枚方市水道施設整備基本計画</u>

〔平成 31 年度~平成 80 年度〕

短期整備計画

〔平成 31 年度~平成 40 年度〕



整合・連携

枚方市水道事業経営戦略

[平成31年度~平成40年度]

■経営の重点方針

1

枚方市水道事業中期経営計画

〔平成25年度~平成30年度〕

「上下水道ビジョン」に示す方向性を、 経営の視点に重点を置いて、具体的な方 向性を示す「財政収支計画」を策定 ※上位計画である現行の「上下水道ビジョン」の計画期間は、平成 33 年度までとなっており、「経営戦略」の計画期間と相違がありますが、同ビジョンに定める「水道事業の基本理念」は、平成 34 年度の「上下水道ビジョン」の改定以降も引き継ぐものとして、「経営戦略」を策定しています。

4. 経営戦略の定期的な見直しについて

「経営戦略」の定期的な見直しは、5年ごとに行います。

第2章 事業概要

1. 事業の現況

本市の水道事業は、昭和7年に水道事業創設の認可を取得し、水道施設の建設に着手して以降、行政区域の拡大や急激な人口増加、生活様式の変化などによる水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業を行ってきました。昭和45年には市内全域での給水を実現し、現在の給水人口は402,587人、総人口に対する普及率は100%となっています。

(H30.3.31 現在)

供用開始年月日	昭和8年8月16日	計画給水人口	419,000 人				
地方公営企業法	全部適用	現在給水人口	402,587 人				
適用区分	(昭和35年4月1日)						
有収水量密度	6.514 ← m³/ha						
	給水区域面積 1ha 当たり	給水区域面積 1ha 当たりの年間有収水量					
	年間有収水量 42,419.36	千㎡÷給水区域	面積 6,512ha				

本市の水道水は琵琶湖を水源とする淀川の水を原水としており、淀川水系の水資源の開発により毎秒 1.505 m³の水利権を取得しています。そのため、全給水量の 8 割強を自己水により給水し、残りを大阪広域水道企業団等からの受水で賄っています。

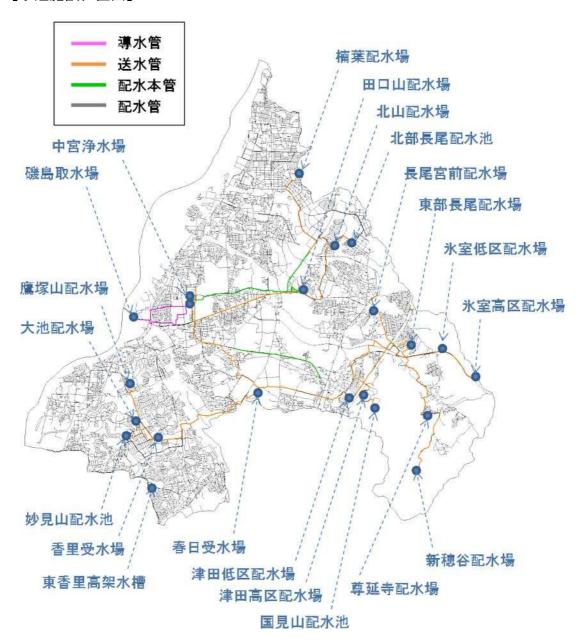
水道施設については、昭和 40 年から順次、取水・浄水・配水施設等の整備を進め、平成 10 年度には、高度浄水施設が完成し、同 10 月から市内全域に高度処理水を通水することができました。

(H30.3.31 現在)

水源	① 淀川表流水					
	② 大阪広域水道企業団からの受水					
	③ 寝屋川市・八幡市・交野市からの分水					
浄水場施設数	1 管路延長 導水管 4.42					
配水池施設数	45 送水管 48.79 千					
施設能力	206,800 m³/日 配水管 1,111.34 千m					
施設利用率	60.70%					
	1日配水能力に対する一日平均配水量の割合					
	年間配水量 45,816.578 ㎡÷365 日=125,525 ㎡/日					
	一日平均配水量 125,525 m²/日÷配水能力 206,800 m²/日					

枚方市水道事業経営戦略

【水道施設位置図】



2. 水道料金

本市の水道料金は、用途別従量料金体系を採用しています。

平成25年10月に用途別の料金区分を5区分(一般用・家事共用・業務用・ 浴場用・臨時用)から3区分(一般用・浴場用・臨時用)に見直すとともに、 当面の間、市民負担を軽減するため、平均5%の減額改定を行いました。

従量制については、基本水量(一般用8㎡等)に応じた基本料金と使用水量が増えるに従い単価が高くなる逓増料金を設定しています。

なお、水道料金制度のあり方については、上下水道事業経営審議会(平成28年4月設置)に諮問し、平成30年1月に答申を受けました。

現在、答申内容を踏まえ、平成32年度の水道料金制度の改正に向けて、口径別料金の導入などの水道料金制度の見直しに着手しています。

【水道料金体系(平成30年3月31日現在)】

一般用 (税抜き)

750713 (1045) (27							
另「	単 価						
8 m³まで	692 円						
$9 \text{ m}^3 \sim 10 \text{ m}^3$	104 円						
$11 \text{ m}^3 \sim 20 \text{ m}^3$	117 円						
$21 \text{ m}^3 \sim 30 \text{ m}^3$	140 円						
$31 \text{ m}^3 \sim 50 \text{ m}^3$	178 円						
51 m³∼ 100 m³	248 円						
$101 \text{ m}^3 \sim 200 \text{ m}^3$	256 円						
201 m³∼ 500 m³	292 円						
501 ㎡以上(1 ㎡につき)	334 円						
	別 8 m³まで 9 m²~ 10 m³ 11 m³~ 20 m³ 21 m³~ 30 m³ 31 m³~ 50 m³ 51 m³~ 100 m³ 101 m³~ 200 m³ 201 m³~ 500 m³						

浴場用 (税抜き)

利	単 価					
基本料金	300 ㎡まで	16,300 円				
超過料金	$301 \text{ m}^3 \sim 2{,}000 \text{ m}^3$	72 円				
(1 m³につき)	$2,001 \text{ m}^3 \sim 3,000 \text{ m}^3$	90 円				
	$3,001 \text{ m}^3 \sim 5,000 \text{ m}^3$	130 円				
	5,001 m ³ ~10,000 m ³	180 円				
	$10,001 \text{ m}^3 \sim 15,000 \text{ m}^3$	240 円				
	15,001 ㎡以上(1㎡につき)	310 円				

臨時用(税抜き)

種	別	単 価
基本料金	5 m³まで	1,848 円
超過料金	6 ㎡以上	517 円

■答申の内容 (水道料金制度のあり方について)

- ①将来を見据えた適正な原価計算を実施し、「基本料金」「従量料金」の適切な配賦 割合を検討すること。
- ②基本料金に付与されている基本水量の廃止を検討すること。
- ③口径別料金を検討すること。
- ④逓増度を緩和するとともに、逓増区分の見直しを検討すること。など

枚方市水道事業経営戦略

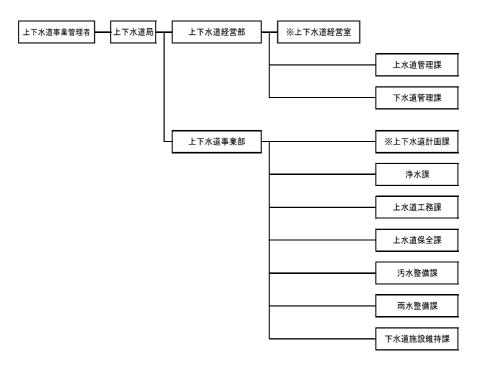
3. 組織体制

本市では、平成23年4月に実施した下水道事業の「公営企業会計」への移行に伴い、公営企業として実績を持つ水道局のノウハウや電算システム等の活用を図り、初期投資の軽減や円滑な事務を行うため、上下水道組織の統合を行い、上下水道局を設置しました。

当時、下水道部と水道局で合わせて2部11課体制であったものを、総務部門 や料金部門の整理統合により2部1室8課体制に組織改編しました。

その後、事務や技術の継承に配慮した効率的な職員配置や管理部門の窓口の 一元化などの取り組みを進め、現在(平成30年4月1日)は、2部1室9課体 制(水道事業会計の職員数116人)で運用しています。

【組織図(平成30年4月1日現在)】



※印は、各部における総務担当課を示しています。

【水道事業会計 職員数(平成30年4月1日現在)】

	特別職	正職員	再任用	一般職 非常勤	合計
上下水道事業管理者	1人				1人
部長(上下水道経営部)		1人			1人
次長(上下水道経営部)		2 人			2 人
次長(上下水道事業部)		1人			1人
上下水道経営室		14 人	3 人	1人	18人
上水道管理課		11 人	4 人	2 人	17 人
上下水道計画課		6 人			6 人
浄水課		18 人	4 人		22 人
上水道工務課		14 人	6 人	2 人	22 人
上水道保全課		21 人	5 人		26 人
合 計	1人	88 人	22 人	5 人	116 人

※特別職(上下水道事業管理者)は水道事業会計の職員数に計上しています。

第3章 これまでの取り組み

本市の水道事業は、これまで各種計画を策定し、事業と経営の両立を図ってきました。平成25年4月には安定的な水道事業の経営を目指すため、「中期経営計画」を策定し、「整備基本計画」で掲げる事業を進めながらも、経営の効率化、健全化に向けて取り組みを進めてきました。

今回、新たに「経営戦略」を策定するにあたり、「中期経営計画」に基づく 取り組み状況を総括し、本章にて報告するものです。

1 浄水・配水施設

本市の唯一の浄水施設である中宮浄水場は、第1浄水場(日量9万㎡、昭和40年竣工)と第2浄水場(日量4万㎡・昭和48年竣工)からなり、最大日量13万㎡の水道水の供給を行っています。

しかし、昭和 40 年代に建設されて以降、大規模な更新や改修を行っていないため、老朽化が進み、大地震に対する耐震性も不足している状況です。

そのため、今後も水道水を安定的に供給する観点から、より老朽化が進んでいる第1浄水場の更新に向けて、基本構想及び基本設計を取りまとめました。

中宮浄水場更新事業スケジュール

	内 容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32~36 年度	37~56 年度
更新	用地取得						
既設	建物解体		-				
文化	財発掘調査					>	
基本	構想						
基本	設計	ı		-			
DBO	設計・工事					— >	
טפע	維持管理						

※ ➡ は実績・➡ は今後の予定を示しています。

一方で、本市の配水施設については、災害時の応急給水に対応するため、「整備基本計画」に基づき、応急給水拠点施設としての重要度、給水人口や事業費などを考慮のうえ、受配水施設の耐震性の機能整備及び緊急遮断弁の設置を順次進めてきました。

耐震性の機能整備については、これまでに 11 の施設について、耐震化が完了しており、平成 28 年度には鷹塚山配水場・平成 29 年度には津田低区配水場の耐震化事業に着手し、順次、整備を進めているところです。

本市における平成 28 年度末の配水池耐震化率は 53.5%であり、全国平均 (53.3%) 及び大阪府平均 (40.1%) とともに上回っていますが、すべての配水池の耐震化には至っていません。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
ポンプ場耐震施設率	81.2%	93.7%	93.8%	93.8%	93.8%
配水池耐震施設率	44.2%	44.2%	53.5%	53.5%	53.5%

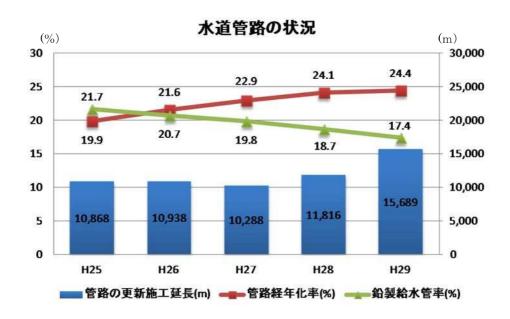
なお、応急給水拠点整備箇所数は、平成 29 年度末において、受配水場 11 施設、耐震性貯水槽 3 箇所、その他 1 施設となっています。

また、配水施設の半数以上が開設後 30 年以上を経過しており、施設能力を維持するため、耐用年数や劣化状況等を把握し、計画的な施設の更新を行う必要があります。

2. 水道管路

本市の水道管路については、昭和8年の給水開始以来80年以上が経過し、毎年、維持補修を行っているものの、管路の老朽化は進行しており、管路の更新・耐震化が大きな課題となっています。

これまで、安定的な給水の確保を目指し、「整備基本計画」に基づき年間約 10km の管路の更新及び鉛製給水管率を 12%に低減することを目標に取り組んできました。



また、地震などの危機事象への対策として、布設する水道管には耐震性能を有した耐震継手を採用し、管路の耐震化にも取り組んできた結果、平成29年度末の耐震化率は23.9%となりましたが、今後も引き続き、災害に強い管路網の整備を進めていく必要があります。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
管路の耐震化率	17.8%	19.9%	21.0%	22.3%	23.9%

3. 経営健全化の取り組み(財政収支計画)

(1) 収益的収支

収益的収入では、給水収益は計画給水人口の減少や節水意識の浸透などにより、逓減傾向となると見込んでいました。

しかし、平成 26 年 4 月に実施された地下水採取規制の見直しを契機に、大口利用者の地下水転換が進んだことにより、水需要が大幅に減少し、計画値をさらに下回る減収となり、営業収益全体は計画値を下回りました。

一方、営業外収益では、平成 25 年度の新会計基準の適用により、新たに現金を伴わない長期前受金戻入を計上したため、収入全体では計画値を上回る実績となりました。

収益的収入



収益的支出では、職員給与費はほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、 退職手当支給率の見直しや職員数の減少により、計画値を下回りました。

また、維持管理費は、毎年度増加すると見込んでいましたが、浄水場施設の維持管理手法や電力使用契約の見直しにより計画値を下回りました。

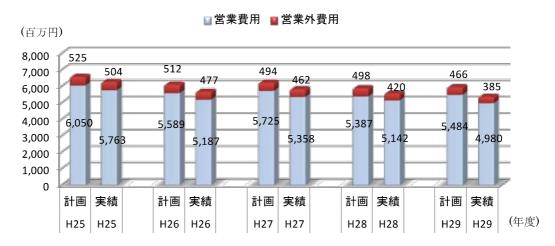
減価償却費は、見込みどおり平成 28 年度に減少し、以降はほぼ横ばいで推移したことから、おおむね計画値どおりとなりました。

その他、料金徴収等業務や管路の維持補修業務(土日祝日等の宿日直業務委託、水道管漏水修繕業務等)等の委託化を進めるなど、事務事業の効率的な運営に取り組み、営業費用全体では計画値を下回りました。

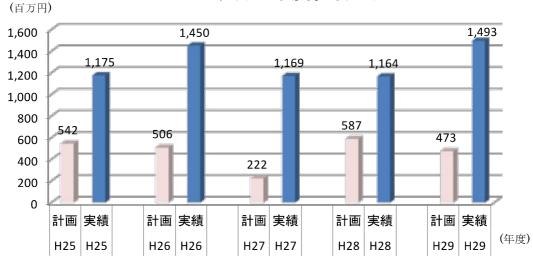
また、営業外費用では、支払利息は、企業債残高の減少に伴い減少できるものと見込んでいましたが、さらに、借り入れ方法の見直し(利率見直し方式での借入等)による、企業債利息の軽減に努めたことで、計画値を下回り、支出全体においても計画値を下回りました。

その結果、当年度純利益については計画値を上回りました。

収益的支出

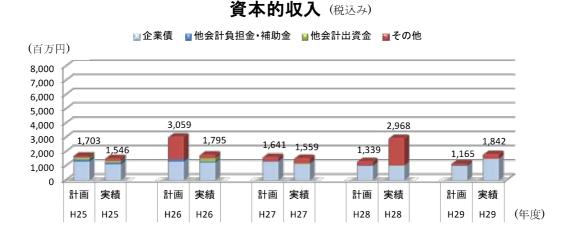


収益的収支(当年度純利益)

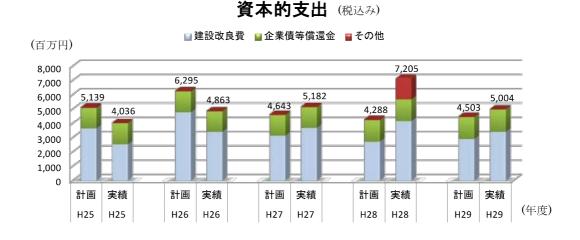


(2) 資本的収支

資本的収入では、また、平成 21 年 4 月 1 日から貸し付けていた枚方市土地開発公社への貸付金 (15 億円)が平成 29 年 3 月 31 日に満期を迎え、新たに 15 億円の貸付を行ったことから、平成 28 年度の資本的収入総額では計画値を大幅に上回っています。

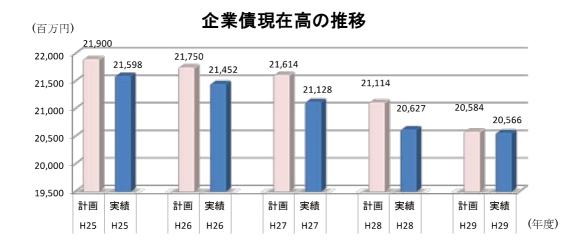


資本的支出では、平成28年度に計画では予定していなかった中宮浄水場の更新用地を自己資金で購入したため、建設改良費は計画値を上回りましたが、用地購入を除く建設改良費は計画値を下回っています。



(3)企業債残高

企業債残高は、用地購入を除く建設改良費が計画値を下回ったことで減少する一方、中宮浄水場の更新に向け、一定の資金を確保する必要が生じたことや、新行政改革実施プランに基づき、平成28年度から平成31年度の間、一般会計からの安全対策事業に係る出資金の抑制により、企業債の発行額を増加したことから、おおむね計画値どおりとなりました。



第4章 経営比較分析表を活用した現状分析

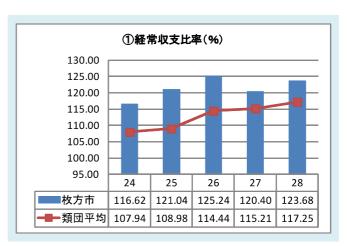
経営比較分析表(総務省の指導により平成26年度決算から全自治体において公表)に用いられる「経営及び施設の状況を表す経営指標」を活用し、本市における経営指標の経年比較や類似団体(末端給水事業、給水人口30万人以上(政令市等を除く))との比較を行います。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。

【算出式】 経常収支比率(%)= 経常収益 ×100

本市の経常収支比率は、100% を超えており、経常収益で経常費 用を賄うことができています。



(2)累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた 損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数 年度にわたって累積した欠損金)の状況を表す指標であり、累積欠損金が発 生していないことを示す 0%であることが求められます。

【算出式】 累積欠損金比率(%)= 当年度未処理欠損金 ×100 営業収益 — 受託工事収益

本市では、これまで累積欠損金は発生していません。

(3)流動比率(支払能力)

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。

【算出式】

流動比率(%)=

流動資産 流動負債 ×100

本市の流動比率は、平成 28 年度に浄水場更新用地の取得などから資金の減少がありましたが、概ね 200%を維持しており、短期的な債務に対する支払能力を確保しています。



(4)企業債残高対給水収益比率(債務残高)

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、 企業債残高の規模を表す指標であり、この比率が高い場合は、投資規模は適 切か、料金水準は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく 必要があります。

本市の企業債残高対給水収益 比率については、平成 10 年度に 高度浄水処理施設を整備したこと や、水道料金を低廉に維持してい ることから、類似団体の平均値を 上回っています。



(5)料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す 指標であり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給 水収益以外の収入で賄われていることを示します。

料金回収率については、100% を上回っており、類似団体の平均 値とも同程度であることから、健全 な経営状況にあります。

また、平成 28 年度は、給水収益の減少により供給単価は減少しているものの高度浄水施設の減価償却が終了したことにより給水原価が減少し、料金回収率は回復しています。



(6)給水原価

給水原価は、有収水量 1 m あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

【算出式】

経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価 +付帯事業費)- 長期前受金戻入

給水原価(円)=

年間総有収水量

給水原価については、類似団体 の平均値と比較しても、低い値となっています。

平成 28 年度は、給水収益の減少により供給単価は減少しているものの高度浄水施設の減価償却が終了したことにより給水原価が減少しました。

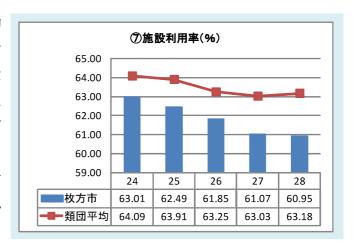


(7) 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

施設利用率は、類似団体の平均値と比較して低い値となっていますが、分母となる一日配水能力に大阪広域水道企業団の受水量(上限)が含まれていることが起因していると考えています。

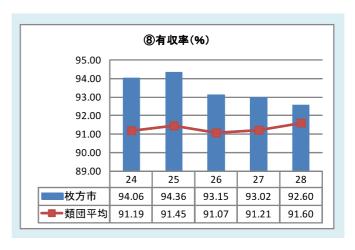
なお、減少傾向であるため、今 後の推移に留意し、適正な施設規 模を検討していく必要があります。



(8)有収率

有収率は、施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標であり、 100%に近ければ近いほど施設の稼動状況が収益に反映されていると言えま す。

有収率は、給水人口の減少や節水型機器の普及に加え、地下水採取規制の見直しによって、年間総有収水量及び年間総配水量ともに減少傾向にあります。



(9) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

有形固定資産 有形固定資産減価償却累計額 有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価 ×100

有形固定資産減価償却率は、春日受水場更新や管理棟水質試験棟更新事業の完了により、平成27年度から大幅に減少しており、類似団体の平均値を下回っています。



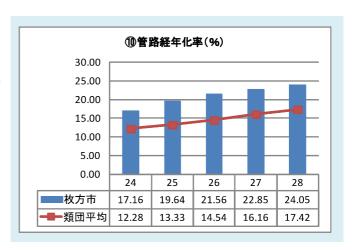
(10) 管路経年化率

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表した指標で、 管路の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

管路経年化率(%) = 法定耐用年数を経過した管路延長 管路延長 ※100

管路経年化率については、類似 団体の平均値を上回り、年々増加 しており、老朽化が進んでいる状況 です。



(11)管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の 更新ペースや状況を把握することができます。

【算出式】

管路更新率(%) = 当該年度に更新した管路延長 管路延長 ×100

管路更新率については、類似団 体平均値を上回っているものの、数 値は低い値となっており、既設管路 の適切な維持管理や更新が必要 です。



~ 総括(現状分析で見えてきた課題) ~

1. 現状分析

現在の経営については、経常収支比率や料金回収率など経営に関する指標は概ね良好と考えています。

しかし、管路経年化率が高いことから、減価償却の終了した資産が多く、経常収支比率の分母となる経常費用に占める減価償却費が少なくなっていることや、料金回収率の分母となる給水原価に占める減価償却費が少なくなっていることから、経常収支比率や料金回収率の推移に留意する必要があります。

一方、管路経年化率が高く毎年度増加傾向にあることや、管路更新率が低い ことから、管路の老朽化が進んでおり、更新需要の増加が見込まれます。

また、企業債残高対給水収益比率が高いことから、料金収入に比べ企業債残 高が多くなっていますが、今後の更新需要の増加により、さらに指標が悪化す ることも見込まれます。

2. 課題

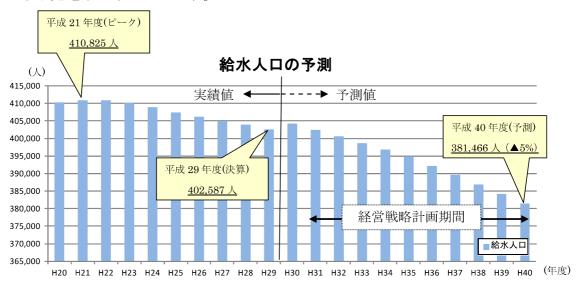
- ●世代間負担の公平性を確保するため、更新需要への計画的な事業実施と企業 債発行の適正化を行う必要があります。
- ●持続を基本とした継続的な経営改善を行うためには、適正な料金の算定と 定期的な計画の見直しに取り組む必要があります。

1. 給水人口の予測

本市の行政区域内人口は、平成21年度末から平成29年度末にかけて、411,133 人から402,608人に減少しています。

給水人口についても、行政区域内人口の推移にあわせて、平成 21 年度の 410,825 人をピークに右肩下がりで減少し続けています。平成 29 年度末では、 給水人口は 402,587 人となりました。

今後の給水人口についても、さらに減少が続くものと見込まれ、10年後(本計画の終了年度)の平成 40年度には、381,466人(平成 29年度末比: $\blacktriangle5\%$)となる見込みとなっています。



*給水人口の予測は、「枚方市人口推計調査報告書(平成 26 年 1 月)」による将来推計人口 (行政区域内人口)を参考に算出しています。

2. 水需要の予測

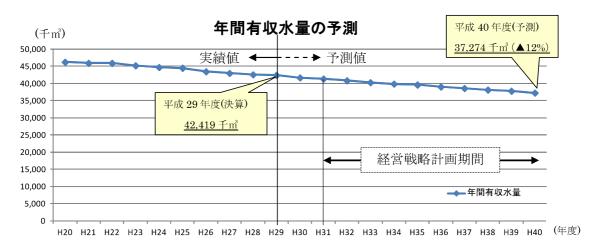
本市の水需要については、平成8年度に5,061万8千㎡に達して以降、人口減少をはじめ、節水意識の浸透や節水型家電製品の普及、飲用の多様化などのライフスタイルの変化などにより、減少傾向が続いています。

また、「中期経営計画」を策定した平成 25 年度以降は、計画策定時には見込んでいなかった大口利用者の地下水転換による影響があるなど、有収水量は計画値を下回る結果となりました。

今後の有収水量の予測としては、引き続き、給水人口の減少や節水機器の普

及などによる減少を見込んでいます。それに加えて、新たに地下水へ転換する件数は減少傾向となっていますが、これまでの大口利用者の地下水転換が、有収水量の減少に与える影響は大きく、大幅な減少が見込まれます。

10年後(本計画の終了年度)の平成40年度には3,727万4千㎡(平成29年度末比:▲12%)となる見込みとなっています。

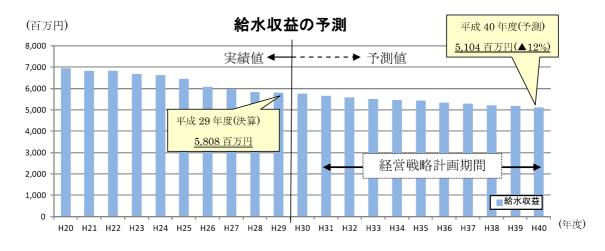


*水需要予測は、給水人口一人当たりの生活用原単位および業務用水量(地下水への転換による影響も反映)の時系列予測に給水人口予測を乗じて算出しています。

3. 料金収入の見通し

料金収入(給水収益)の予測については、有収水量の減少に伴い、これまで 以上に大幅な減収が見込まれます。

10年後(本計画の終了年度)の平成40年度には約51億円(平成29年度比: ▲7億円・▲12%)となる見込みです。



枚方市水道事業経営戦略

なお、水道使用の状況が大きく変化している中、上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、現在、水道料金制度の見直しに着手しています。

平成32年度には、「適正な原価に基づく料金算定」「水需要に応じた料金制度」 「公平性の確保」の基本的な考え方のもと、基本水量の廃止、口径別料金の導 入などの水道料金制度の改正を予定しています。

4 施設の見通し

施設の見通しについては、アセットマネジメント手法を取り入れた中長期的な水道施設整備の基本方針や整備計画を定めた「新整備基本計画」において示しています。

今後は、本計画に基づき、浄水・配水施設の耐震化と合わせて計画的に更新 を進め、災害に強い施設の構築を目指すとともに、管路の耐震化を合わせた計 画的な更新を進めていきます。

5. 組織の見通し

平成 23 年度の地方公営企業法の適用に伴う上下水道組織統合により、お客 さまサービスの向上を目指し、下水道業務との整理統合を行ってきました。

また、窓口業務の一部や施設の運転管理業務については、これまでも民間委託を実施し、事務の効率化を図ってきました。

今後は、老朽化施設の更新需要の増大による業務量の増加が見込まれること、 また、水道事業に係る業務については専門性が求められることから、将来にわ たって技術の継承が重要であると考えています。

そのため、技術的に特殊な上下水道局の業務を幅広く担えるエキスパート職員を長期的視点で育成するため、水道・下水道それぞれの部署だけでなく、両事業間の人事異動や部内のジョブローテーション、専門研修などを活用し、さらなる将来への技術継承を見据えた取り組みを行っていきます。

また、中宮浄水場更新事業の進捗にあわせた浄水場運転管理業務の委託範囲の拡大等により、職員数の減少を見込んでいますが、水道サービスの低下を招くことのないよう、より効率的・効果的な組織運営に努めるとともに、新行政改革実施プランに掲げる漏水修繕業務における技能労務職員などの職員の適正配置を進めていきます。

6. 広域化の検討

国において、平成 30 年 12 月に、「広域連携の推進」、「多様な官民連携の推進 (コンセッション方式の公の関与の強化など)」等を主な内容とする、水道 法の改正がされました。

一方、大阪府では、平成 24 年 3 月に大阪府水道整備基本構想(おおさか水道ビジョン)が策定され、その広域化のロードマップにおいては、短期的には業務の共同化を進めながら、中長期的には経営の一本化、事業統合を行い、府域一水道をめざすこととしています。

本市においても、これらの動向を注視し、先ずは、広域化について検討を進めていく必要があります。

7. 将来の事業環境の見通しから見えてくる課題

今後も給水収益は減少する一方で、増大する老朽施設の更新や耐震化を着実 に進めていく必要があります。

第6章 経営の重点方針

現状における本市の課題から、新たに「経営戦略」における経営の重点方針 を定めます。

今後は、この経営の重点方針に基づき、持続可能な安定経営に努め、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。

現状分析で見えてきた課題

- ■世代間負担の公平性を確保するため、 更新需要への計画的な事業実施と企業 債発行の適正化を行う必要があります。
- ■持続を基本とした継続的な経営改善を 行うためには、適正な料金の算定と定 期的な計画の見直しに取り組む必要が あります。

将来の事業環境予測

■今後も給水収益は減少する一方で、増大する老朽施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要があります。

経営の重点方針

世代間負担の公平性の確保

- ① 計画的な事業実施
- ② 企業債発行の適正化

<u>持続を基本とした継続的な経営</u> 改善

- ① 適正な料金の算定
- ② 定期的な計画の見直し

1 世代間負担の公平性の確保

(1)計画的な事業実施

将来世代の負担の増加を抑制するため、「新整備基本計画」などの各種計画に基づき事業を実施します。

(2) 企業債発行の適正化

将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、費用の平準化を考慮した充当率で借入れを行います。

2. 持続を基本とした継続的な経営改善

(1) 適正な料金の算定

持続可能な水道事業を実現するため、料金については、原価を元に適切に 算定するとともに、定期的な見直しを実施します。

(2) 定期的な計画の見直し

社会環境の変化に継続的に対応するため、「経営戦略」や「新整備基本計画」をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施します。

第7章 投資·財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

投資の試算については、アセットマネジメントの考え方を導入して策定した「新整備基本計画」における「第7章 短期整備計画(今後10年間の取り組み)」に基づく取り組みと整合を図り、事業費を算定しています。

短期整備計画は、「新整備基本計画」の中長期の投資と財政の見通しに対し、重要度や緊急度等を考慮して、今後 10 年間で実施すべき内容をとりまとめた計画で、施設整備の基本方針、今後の取り組み内容(8 つの施策の推進)及び数値目標を掲げています。

短期整備計画 (平成31年度~平成40年度)

上水道事業経営戦略

財政計画

投資計画

今後の取り組み(施策) 施設整備の基本方針 今後の取り組み (施策) 効率的な維持管理の推進 長寿命化の推進 水道施設・管路の計画的な 更新・改良 資産の特性に応じた 更新・改良 水道施設・管路の耐震性の 向上 施設総量の最適化 経営戦略に基づく 水道施設・管路の 投資と財政の均衡 水需要に応じた資産の スペックダウン スリム化 ライフサイクルコストの縮減 ●に配慮した機器・設備の購入 施設の タルコストの縮減 民間活力の導入 必要な機能を維持しつつ 将来の維持・管理費用 環境に配慮した を抑制 取り組みの更なる推進

【水道施設・管路整備に対する数値目標】

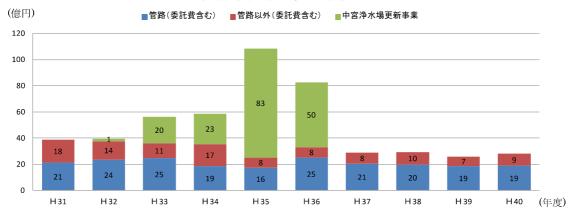
指標名	数値目標 (2028 年度)
配水池耐震化率	79.4%
災害時貯水量	1人当たり 90L
導水管耐震化率	100.0%
送水管耐震化率	36.9%
配水管耐震化率	28.7%
重要給水施設のうち、最重要と位置づけ	50 6 0/
る施設への供給ルート耐震化率	59.6%
鉛製給水管率	11.2%

「経営戦略」の計画期間(平成31年度~平成40年度)においては、短期整備計画に基づく事業費として、事務費を除く建設改良事業費は約496億円(税込み金額)を見込んでいます。

投資計画(平成 31 年度~平成 40 年度)

区 分	事業費	内 容
(1)浄水施設の更新・耐震化	177 億円	中宮浄水場更新事業
(2)管路の更新	209 億円	重要度などを勘案した優先順位
		に基づく管路の更新
(3)配水池の更新・耐震化	39 億円	津田低区配水場、鷹塚山配水場
(4) ライフサイクルコストの	71 億円	
縮減を考慮した計画的な		
機器・設備の更新		
(5)事務費	31 億円	
計	527 億円	

建設改良事業費の推移



(2) 収支計画のうち財源についての説明

◆水道料金について

水道料金については、「第5章 将来の事業環境」の「3.料金収入の見通し」でお示ししたとおり、人口減少や節水機器の普及などによる水道水量の減少に加え、大口利用者の地下水転換により、今後もさらなる減収を見込んでおり、平成40年度には約51億円(平成29年度決算額比:▲7億円・▲12%)となる見通しです。

51

なお、本収支計画は、現行の料金体系による収支見通しとしています。

また、本計画期間における水道料金の増収に向けた取り組みとして、徴収率向上に向けた取り組みを積極的に進めることとしており、収支計画に見込んでいます。

徴収率向上に向けた取り組み

平成30年4月1日施行の「債権管理及び回収に関する条例」を踏まえて、適正な債権管理と延滞金の算出を行い、納期限を経過した水道料金については、これまでの電話催告及び訪問徴収等に加えて、支払督促及び滞納処分に関する事前通知や不誠実者等に対する強制執行など徴収率向上に向けた取り組みを行うとともに、市民の利便性の向上につながる収納方法の拡大についても検討します。

◆国府補助金について

建設改良事業の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国 府補助金を優先的に活用します。

◆一般会計繰入金について

水道事業では、公共消防のための消火栓に要する経費(消火栓の設置及び管理に要する経費等)については、法令などにより一般会計で負担することとされており、基準内繰入金として、本収支計画に見込んでいます。

また、本市では福祉施策の一環として、その対象者の基本料金を減免しており、基準外繰入金として見込んでいます。

_一般会計繰入金の推移 (単位:百)							
区分	年 度	前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
基準内繰入金		43	52	43	43	43	43
基準外繰入金		105	113	105	105	105	105
合	計	148	165	148	148	148	148

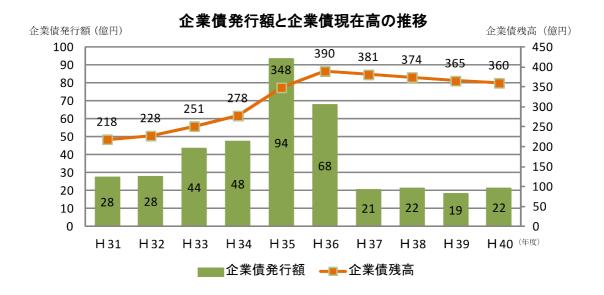
区分	年 度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
基準内繰入金		43	43	43	43	43	43
基準外繰入金		105	105	105	105	105	105
合	計	148	148	148	148	148	148

◆企業債について

企業債は、長期にわたる費用の平準化や施設の建設費を、その施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業費の財源として見込んでいます。

本収支計画では、これまで、水道料金を低価格で維持することを優先するために抑制していた管路の更新に本格的に着手することや、平成32年度から本格化する中宮浄水場更新事業に対する財源として多額の企業債を発行することから、平成36年度にかけて企業債現在高が大幅に増加し、約390億円となる見通しです。(平成29年度決算額比:184億円・89%)

また、これまでは、積立金等を活用することで、起債充当率を事業費の 50% から 60%程度に抑えてきましたが、世代間負担の公平性を考慮し、施設の建設や新たな管路の整備については、起債充当率の見直しを行っています。



(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆職員給与費について

現在、中宮浄水場の運転を含めた施設管理については、民間委託と直営の併用により行っています。新浄水場稼動を機に民間委託を中心とした運転管理体制を実施することによる人員削減を見込み、本収支計画に反映しています。

◆経費(動力費・修繕費・材料費等)について

動力費や薬品費については、有収水量の減少に伴い減少すると見込んでいます。その他の経費については、平成29年度決算額をベースに算出しています。

◆減価償却費について

固定資産台帳に登録されている償却資産に今後の更新投資分を加えて算出しています。平成 36 年度には中宮浄水場の除却が発生すること、平成 37 年度から新浄水場の減価償却が始まることなどにより、大きく増加し、平成 40年度には約 34 億円(平成 29 年度決算額比:11 億円・48%)となる見込みです。

2. 投資・財政計画(収支計画)

収入においては、水道料金が減少するため、収入全体で期間を通じて減少すると見込んでいます。

一方、支出においては、減価償却費が平成 36 年度に大きく増加するなど、 支出全体では同年度から大きく増加していくものと考えています。

これらのことから、当年度純利益は平成 35 年度まで概ね減少し、平成 36 年度から純損失となる見通しです。



水道事業会計 投資・財政計画(収支計画) 収益的収支の推移(税抜き)

		前々年度	前年度	本年度			
		29年度 決算	30年度 見込み	31年度	32年度	33年度	34年度
	営業収益(A)	5,908	5,814	5,707	5,635	5,559	5,504
	うち料金収入	5,808	5,768	5,666	5,594	5,518	5,463
	うち他会計負担金	5	5	5	5	5	5
-15	営業外収益(B)	959	811	843	824	810	802
収入	うち他会計負担金等	34	43	38	38	38	38
	うち他会計補助金	109	117	105	105	105	105
	うち分担金	233	162	216	216	216	216
	うち長期前受金戻入	527	439	439	422	409	403
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	6,867	6,625	6,550	6,459	6,369	6,306
	営業費用(C)	4,980	5,418	5,152	5,101	4,943	4,977
	うち職員給与費	581	621	672	671	634	662
_	うち維持管理費	1,545	1,772	1,551	1,484	1,430	1,424
支出	うち受水費	577	551	522	516	509	504
Ξ	うち減価償却費等	2,276	2,474	2,407	2,429	2,370	2,387
	営業外費用(支払利息等) (D)	385	405	329	309	289	277
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	5,365	5,823	5,481	5,410	5,232	5,254
経常損益(ウ)		1,502	802	1,069	1,049	1,137	1,052
特別損益 (工)		△ 9	△ 39	Δ1	△ 1	Δ1	Δ1
当年度純利益 (ウ)+(エ)		1,493	763	1,068	1,048	1,136	1,051
健全	北法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	_	_	_

資本的収支の推移(税込み)

	中的人人的证明(优之47)	前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
	企業債	1,505	1,877	2,784	2,825	4,396	4,776
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
収	他会計出資金	0	0	0	0	0	0
入	国府補助金	0	25	53	25	29	25
	貸付金回収	105	1,752	253	254	256	190
	その他(工事負担金等)	232	280	10	10	10	10
	収入計 (ア)	1,842	3,934	3,100	3,114	4,691	5,001
	建設改良費	3,408	5,045	4,191	4,250	5,932	6,184
	企業債等償還金	1,566	1,637	1,768	1,899	2,037	2,112
支出	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
Ш	その他	30	58	207	58	58	58
	支出計(イ)	5,004	6,740	6,166	6,207	8,027	8,354
収支不足額		3,162	2,806	3,066	3,093	3,336	3,353
上記不足額に補填可能な財源		7,280	7,224	7,824	8,177	8,696	8,933
補:	填不足額	0	0	0	0	0	0

[※]補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「一」は不足していない状態。

(単位:百万円)

			35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
	営:	業収益(A)	5,465	5,387	5,325	5,264	5,218	5,145
		うち料金収入	5,424	5,346	5,284	5,223	5,177	5,104
		うち他会計負担金	5	5	5	5	5	5
um.	営	業外収益(B)	789	783	771	768	759	752
収入		うち他会計負担金等	38	38	38	38	38	38
<u> </u> ``		うち他会計補助金	105	105	105	105	105	105
		うち分担金	216	216	216	216	216	216
		うち長期前受金戻入	391	385	374	370	361	354
	収入計 (ア) [(A)+(B)]		6,254	6,170	6,096	6,032	5,977	5,897
	営業費用(C)		5,074	6,132	6,286	6,155	6,144	6,093
		うち職員給与費	661	674	745	637	640	676
_		うち維持管理費	1,419	1,411	1,575	1,569	1,564	1,556
支出		うち受水費	500	493	488	482	478	471
_		うち減価償却費等	2,494	3,553	3,479	3,467	3,462	3,389
	営:	業外費用(支払利息等) (D)	270	290	294	274	260	247
	支出計 (イ) [(C)+(D)]		5,344	6,422	6,580	6,429	6,404	6,340
経常損益(ウ)		910	△ 252	△ 484	△ 397	△ 427	△ 443	
特別損益(工)		Δ1	Δ1	Δ1	Δ1	Δ1	Δ1	
当年度純利益 (ウ)+(エ)		909	△ 253	△ 485	△ 398	△ 428	△ 444	
健全	化法	施行令第16条により算定した資金不足額	-	_	_	-	-	-

(単位:百万円)

(十年)						- ·	
		35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
	企業債	9,357	6,804	2,069	2,154	1,870	2,154
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
収	他会計出資金	0	0	0	0	0	0
入	国府補助金	9	0	0	0	0	0
	貸付金回収	0	0	0	0	0	0
	その他(工事負担金等)	10	10	10	10	10	10
	収入計(ア)	9,376	6,814	2,079	2,164	1,880	2,164
	建設改良費	11,141	8,571	3,198	3,252	2,897	3,132
_	企業債等償還金	2,286	2,694	2,927	2,832	2,780	2,681
支出	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	その他	58	58	58	58	58	58
	支出計(イ)	13,485	11,323	6,183	6,142	5,735	5,871
収支不足額		4,109	4,509	4,104	3,978	3,855	3,707
上	記不足額に補填可能な財源	9,582	9,144	7,524	6,392	5,327	4,324
補	填不足額	_	_	_	-	_	_

3. 収支ギャップ解消に向けた取り組み

本収支計画においては、平成36年度以降は純損失となることから、この状況 を改善するため、収入と支出のギャップの解消策として、次の取り組みを行い ます。

(1) 出資金のあり方の検討

一般会計出資金は、施設や管路の耐震化などの安全対策事業を実施する場合、 その事業費の一部について、一般会計において発行する地方債を原資に、一般 会計から公営企業会計に出資するものです。

一般会計からの出資を受けると、公営企業においては、水道料金の抑制を行 うことができ、また、一般会計が発行する地方債の償還にあたり、その元利償 還金の半分が、地方交付税として国から一般会計に交付されることとなります。

現在は、新行政改革実施プランに基づき、平成28年度から平成31年度の間、 出資金の抑制が行われているところですが、今後、管路の更新が本格化するこ とから、出資金のあり方について検討を進めていきます。

(2) 水道施設・管路のスペックダウンや性能の検討

今後予測される更新需要の増大や水需要の減少を踏まえ、必要給水量に合わ せた施設・管路の規模・性能の適正化が必要です。

施設や管路の更新においては、口径の縮小などのスペックダウンや高効率機 器の導入を進めることで、更新需要やライフサイクルコストの削減を図ります。

(3)企業債のあり方の検討

企業債は、長期にわたって償還していくことによる費用の平準化や、施設の 建設費をその施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建 設改良事業費の国府補助金以外の財源として見込んでいます。

これまで、更新投資を抑制することで、現役世代の負担を減らし将来世代に 負担を先送りする一方、企業債充当率を抑制することで、現役世代の負担を増 やし将来世代への負担を減らす取り組みを進めてきました。

今後の更新需要の増加に対応するためには、更新投資と企業債充当率のバラ ンスを再検討する必要があることから、将来世代の負担を減らしつつ、水道施 設の更新にかかる必要な資金を維持できるよう、適正な企業債の充当率などに ついて検討していきます。

(4) 民間活力の活用

経営健全化の取り組みとして、これまでも民間事業者のノウハウを活かし、より効果的、効率的な事業運営をめざし、民間委託の推進に取り組んできました。今後も、行政の役割と責任を踏まえ、民間活力の活用を図っていきます。

(5)「新整備基本計画」及び「経営戦略」の見直し

「投資試算」と「財源試算」を均衡させるために、投資計画においては、今後の水需要の減少に対応した施設規模の適正化や性能の合理化など、投資の合理化を最大限に図る必要があります。

また、財政計画においては、徹底した経営の効率化・健全化に取り組み、財源の確保を図っていきます。

今後、これらの具体的な取り組みの効果を反映するため、各計画を定期的に 見直していきます。

(6) 事務事業の見直し

その他の経費については、局内において事務事業の見直しを順次行っており、 今後も引き続き、経費の抑制に取り組んでいきます。

なお、「経営戦略」の5年ごとの定期的な見直しの際には、具体化した取り組 み内容を、本収支計画に反映していきます。

(7) 水道料金の改定

平成35年の「経営戦略」の定期的な見直し以降は、見直し後の「収支計画」を基に、次の5年間で必要となる総括原価を算定し、現行の水道料金との比較検証などを行います。

その上で、適正な料金水準を見極め、料金改定の可否を定期的(5年ごと)に 判断していきます。

第8章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

「経営戦略」の事後検証については、その実施状況を、毎年度の決算に基づいて評価・検証を行いながら、進捗管理を実施します。

また、人口減少や節水機器の普及などの社会環境の変化により、「経営戦略」 策定時の状況と実態が大きく乖離することも想定されます。

これらのことに対応するため、「経営戦略」については、これまでの計画のように計画期間終了時に改定するのではなく、5年ごとに定期的な見直しを行うこととします。

また、料金改定や収支計画に大きく影響がある新たな整備計画の策定や改定があった場合には、定期的な見直しとは別に、臨時的な見直しを行うものとします。

その他、これからは「経営戦略」の定期的な見直しの翌年度に、水道料金対象経費を算定し、市民の皆さまにお示しした上で、料金改定の必要性を定期的に判断するサイクルを構築し、これらの取り組みを継続していきます。

用語解説

あ

○アセットマネジメント

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された 実践活動のこと。

〇一般会計繰入金

一般会計から、水道や下水道事業など他会計に繰り出される金額のこと。 国が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」は他会計負担金、地方公共団体が独 自に定める「基準外繰入金」は他会計補助金で整理される。

○応急給水拠点

地震など災害時に配水施設の事故などにより、各家庭などに給水できなくなった場合に、給水車、給水タンクでの運搬、ポリ容器等への注水を行うなどの給水活動を行う拠点のこと。

○大口利用者の地下水転換

企業など使用水量の多い水道使用者が、法律や条例に基づき、独自で地下水採取を 行い、日常の水利用を水道水から地下水へ転換すること。

○大阪広域水道企業団

府域水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、市町村との連携拡大や広域化により効率的な事業運営を行うため、大阪府が中心となって、大阪市を除く府内 42 市町村で一部事務組合を設立し、平成 23 年度から旧大阪府水道部の事業を継承・実施している。

か

○企業債

公営企業が行う建設改良事業などの財源として、国や金融機関等から借り入れる資金のこと。なお、その償還費は当該施設を用いて得られる料金により回収することとされている。

○基本水量(基本料金制)

基本料金に付与される水量のことで、その範囲内では実使用量に関係なく、料金は 定額である。これは、公衆衛生の向上の観点から生活上必要な水使用を促すことを目 的としている。

また、基本水量に応じていただく基本料金は、水道事業費用のうち、検針や料金徴収費など固定的にかかる経費を賄うためのもの。

○緊急遮断弁

配水池に設置され、地震等が発生して配水管が破損した場合に、自動的に緊急閉止 し、通水を止めることができるバルブ。

それにより、配水池からの水の流出を防ぎ、配水池内の水道水を供給できるもの。

○経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算(施設・設備投資の見通し)等の支出と財源試算(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)を中心として、効率化・経営健全化のための取り組み方針などを示すもの。

○減価償却

企業が所有する機械、建物など固定資産の価値は、その耐用年数に応じて減少していくが、その減少する価値分を費用として計上する会計処理のこと。

○建設改良費

資本的支出として計上される固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費のこと。

具体的には、固定資産の購入、建設はもちろんのこと、増築・増設に要する経費である。ただし、修繕・維持に要する経費は建設改良費には含まれない。

○公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部が当然に適用される事業及び条例によって、その全部または一部を適用している事業の会計をいい、民間企業と同様に、発生主義に基づき複式簿記等により経理されるもの。

○口径別料金

基本料金や従量料金の両部分に各利用者の給水管の口径などの大小、もしくは使用水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系のこと。

○高度浄水処理

オゾン処理や粒状活性炭処理などを組み合わせた浄水処理方式で、通常の浄水処理 では十分処理できない臭気やトリハロメタンなどの物質への対応として、追加して導 入する処理のこと。高度処理ともいう。

○コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。

〇自己水

自らの浄水場(中宮浄水場)で作った水のこと。

○資本的収支

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出を計上する。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補て ん財源で補てんするものとされている。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

なお、発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのよう に現金支出を伴わない費用も含まれる。

○従量料金

水道水の実使用量に応じて、1 m³あたりいくらとして徴収される料金のこと。

○受水

水道事業者が、水道用水供給事業者から浄水(水道用水)の供給を受けること。 本市では、全給水量のうち、8割を自己水で、2割を大阪広域水道企業団から受水 しています。

○上下水道事業経営審議会

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、上下水道事業管理者の附属機関として、設置した審議会のこと。

上下水道事業管理者の諮問に応じて、上下水道事業を取り巻く環境が変化していくなか、より多角的な課題に対応するため、経営上の課題、経営及び事業の計画・評価に関する事項などについて、調査・審議するための機関である。

○新会計基準

地方公営企業法の一部が平成 23 年 5 月に改正され、それを受ける形で地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則並びに地方公営企業資産再評価規則の一部が改正された。

この改正による会計基準の見直しは、原則として平成26年度の事業年度(予算)から適用され、平成26年4月1日から適用された会計基準のこと。

本市では、平成25年4月1日から早期適用をした。

○新行政改革実施プラン

平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 か年に取り組む「行政改革の具体的な取り組課題」を示した計画。

「自主財源の確保と受益者負担の適正化」、「事務事業等の見直し・最適化」、「行政の役割と責任を踏まえた効率的・効果的な行政運営」、「スリムで機動力を持った組織体制の確立」の4つの改革を柱として、53項目の具体的な取り組み課題を設定している。

本計画において、「No7 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制」を取り組み課題として掲げ、各企業会計において計画に基づく一般会計繰出金の抑制を行っている。

○水利権

特定の目的(水力発電、かんがい、水道等)のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のこと。

なお、水利権には、河川法第 23 条の規定による許可水利権と、旧河川法施行以前からある慣行水利権がある。

○全部適用

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、地方公営企業 法の規定に基づき、法の全部の規定が当然に適用される事業(当然適用事業)と条例 により任意に法の全部又は一部(財務規定等)を適用することができる(任意適用事業)がある。

法適用企業の中にも、総則・雑則及び組織・財務・職員に関する条項の全部を適用する方法(全部適用)と総則・雑則及び財務のみを適用する方法(一部適用)がある。

なお、地方公営企業が弾力的かつ機動的に経営を行っていくことを念頭に置いた場合、財務規定の適用にとどまらず、全部適用が望ましいと考えられる。

○総括原価方式

料金算定期間における料金対象経費で、事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬を加えた総括原価が、総収入と見合うように料金を設定するという公共料金の典型的な料金設定方法のこと。

○総合計画

総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定する市の最上位計画のこと。

○送水管

浄水場から配水池などに浄水を送る管路のこと。

た

○耐震継手

地震時の地盤変位などに対して、管の継手部分に伸縮性を持たせることによって、 地震による変位を吸収する継手(管と管の接合、管とパルプ類の接合など、管路に欠 くことのできない材料)のこと。

〇長期前受金戻入

償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等について、「長期前受金」として負債に計上した上で、減価償却見合い分を収益化したもの。

○逓増料金

水道使用量の増加に伴って従量料金(使用量に応じて課金される料金)単価が高額 となる料金体系のこと。

○導水管

取水施設で取り入れた原水を浄水場まで導く管路のこと。

は

○配水管

浄水を、安全かつ円滑に水道利用者に供給する管路のこと。

○配水量

配水池などから配水管に送り出された水量のことで、有収水量をはじめ、水道用水として供給した水量のすべてをいう。(ただし、緊急時の受水は含めません。)

○配賦割合

料金で徴収すべき経費(固定費及び変動費など)をそれぞれの経費の性質に応じて、「基本料金」と「従量料金」にそれぞれ配分する割合のこと。

○表流水

河川の表面を流れる水。河川の流水。

〇分水

家庭や工場などへの給水を担う水道事業者が、別の水道事業者へ水を分けること。 本市では、寝屋川市、八幡市、交野市から分水を受けている。

○水需要

市民生活や企業活動を行う上で必要とする水の量、あるいは、水道水として供給が求められている水の量のこと。

Þ

○有収水量

料金徴収(他会計等からの収入分も含む)の対象となった水量のこと。 その内訳は、料金水量、他水道事業への分水量のほか、福祉減免など料金として徴収しないが、一般会計からの補助金として収入がある水量。

発行年月 平成31(2019)年3月

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20-3 Tel 072-848-4199 (代表)

FAX 072-848-6508

編集 上下水道経営部 上下水道経営室

枚方市上下水道局

枚方市下水道事業経営戦略

~中長期経営基本計画~

計画期間 平成 31 年度から平成 40 年度 (2019 年度から 2028 年度)

平成31年3月 枚方市上下水道局



目 次

第	1 罩	策定の趣旨	と位置づけ		1_
	1.	策定の趣旨			1
	2.	計画期間			1
	3.	経営戦略の位	置づけ		1
	4.	経営戦略の定	期的な見直しに、	ついて	3
第	2章	事業概要			4
	1.	施設の状況			4
	2.				•
	3.	組織体制			
第	3章	これまでの	取り組み		8
	1.	汚水整備の状	況		8
	2.				
	3.			(経営健全化の方針) …	
		(2)一般会計約	- 県入金のあり方・		11
				原の確保	
		(4)上下水道約	且織の統合を活か	いした効率的な執行体制の	構築12
		(5)民間委託を	と活用した効率的	りな施設管理	12
		(8)下水道整值	請計画等の策定・		13
竺	4章	- 奴労以恭八	析表を活用したヨ	ᄪᄮᄼ	14
步	•				
	(1)	経常収支比率	/(2)累積欠損金	金比率	14
	(3)	流動比率(支払	能力)/(4)企業(債残高対事業規模比率(債	務残高)…15
		施設利用率/(
)管渠老朽化率	
	(11)	管渠改善率	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		19

第 5	章	経営の	の重	点方	針

\sim	4
٠,	
_	

第6章	5 投資・財政計画(収支計画)	22
	投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 24 28 29 32 32 32 32 32
	(7)下水道使用料の見直し	
第7章	経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	34

用語解説

第1章 策定の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

枚方市の汚水整備は、昭和 33 年の日本住宅公団香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の運転開始に始まり、大阪府が事業主体である流域下水道の整備に合わせ、平成元年の大阪府渚処理場(現 渚水みらいセンター)の供用開始に伴い、積極的に整備を進めてきました。

平成 29 年度末の整備人口普及率は 96.6%となり、平成 30 年度末には、住居系地域の汚水事業概成を迎えることとなりました。

一方、雨水整備においても、ポンプ場や幹線水路などの基幹施設を中心に 整備を進めるとともに、近年の局地的集中豪雨による浸水被害が多発してい ることから、浸水被害軽減対策などにも取り組んでいます。

今後は、人口減少などによる料金収入の減少が見込まれる中、老朽化が進んでいる施設の維持管理や更新に、多額の事業費が必要となります。

また、整備事業の財源として発行してきた企業債の償還がようやく減少傾向になりますが、依然費用に占める負担は大きく、経営上の大きな課題となっています。

このような状況の下、今後も安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し続けるため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的として、中長期の経営の基本計画となる「枚方市下水道事業経営戦略 (以下、「経営戦略」という。)」を策定するものです。

2. 計画期間

平成 31 年度~平成 40 年度 (10 年間)

3. 経営戦略の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や「枚方市上下水道ビジョン(以下、「上下水道ビジョン」という。)」の考え方を踏まえ、「水環境の保全」「快適な生活環境の創造」「安全安心な市民生活の確保」を目指し、現行の「枚方市下水道事業経営計画(以下、「経営計画」という。)」における財政収支計画の後継計画として策定します。

第 4 次枚方市総合計画

第2期基本計画

(平成 21 年度~平成 27 年度)

~基本構想〔施策目標〕~

健康に生活できる安全な環境をつくる [清らかな水を確保する]

第5次枚方市総合計画

基本計画

(平成 28 年度~平成 39 年度)

~基本構想〔施策目標〕~

自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち 〔安全で良好な生活環境が確保されたまち〕

枚方市上下水道ビジョン

(平成 25 年度~平成 33 年度)

~枚方市が目指す下水道の役割~

水環境の保全・快適な生活環境の創造・安全安心な市民生活の確保

【下水道事業の基本方針】

- ■汚水整備の方針
- ■雨水整備・浸水対策の方針
- ■経営の健全化に向けた方針
 - ① 使用料の適正化
 - ② 一般会計繰入金のあり方
 - ③ 補助金等の活用による特定財源の確保
 - ④ 上下水道組織の統合を活用した効率的な執行体制の構築
 - ⑤ 民間委託を活用した効率的な施設管理
 - ⑥ 企業債利息等の抑制
 - ⑦ 人材の育成と技術の継承
 - ⑧ 下水道整備計画等の策定



枚方市下水道事業経営計画

(平成 25 年度~平成 33 年度)

「上下水道ビジョン」に示す事務事業の方針を具体的に 実現するための実施計画とその裏づけとなる「財政収支 計画(平成 25~30 年度)」を策定

実施計画(平成 25~33 年度)

財政収支計画(平成 25~30 年度)



枚方市下水道事業経営戦略

(平成31年度~平成40年度)

■経営の重点方針

※上位計画である現行の「上下水道ビジョン」の計画期間は、平成 33 年度 までとなっており、経営戦略の計画期間と相違がありますが、同ビジョンに 定める「下水道の役割」及び「経営方針」は、平成 34 年度の「上下水道ビ ジョン」の改定以降も引き継ぐものとして、「経営戦略」を策定しています。

4. 経営戦略の定期的な見直しについて

「経営戦略」の定期的な見直しは、5年ごとに行います。

第2章 事業概要

1. 施設の状況

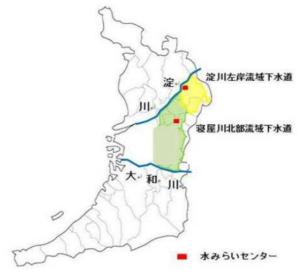
本市の下水道事業は、市域面積 6,512ha のうち、約 5,228ha を公共下水道 (汚水・雨水)の計画区域と定め、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水 道を採用し、計画的な整備や維持管理を進めてきました。

汚水については、大阪府の淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道に接続し処理を行っています。一方、雨水については市内を 21 の排水区に分けて、ポンプ場(市内 9 箇所)などを介して各河川に放流しています。

(H30.3.31 現在)

供用開始年	昭和 33 年 10 月 11 日	地方公営企業	全部適用		
月日		法適用区分	(平成23年4月1日)		
処理区域内	113.73 人/ha				
人口密度	現在処理区域面積 1ha あたりの処理区域内人口				
	処理区域内人口 387,022 人 ÷ 現在処理区域面積 3,403ha				
流域下水道	有				
等への接続	接続先				
の有無	・淀川左岸流域下水道(渚水みらいセンター)				
	・寝屋川北部流域下水道				
	(なわて水みらいセンター・鴻池水みらいセンター)				

【流域下水道終末処理場位置図】



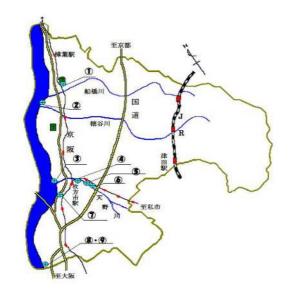
※流域下水道とは

2つ以上の市町村からの下水を処理するために都道府県が設置する下水道で終末処理場と幹線管渠からなります。

枚方市下水道事業経営戦略

75

【ポンプ場位置図】



ΝO	ポンプ場名
1	北部ポンプ場
2	藤本川ポンプ場
3	黒田川ポンプ場
4	新安居川ポンプ場
5	溝谷川ポンプ場
6	犬田川ポンプ場
7	安居川ポンプ場
8	蹉跎ポンプ場
9	深谷ポンプ場

2. 下水道使用料

本市の使用料体系は、用途別使用料体系を採用しており、一般用・浴場用の2区分としています。また、基本水量(一般用8㎡・浴場用300㎡)に応じた基本料金制と汚水排水量が多くなるのに応じて単価が高くなる逓増従量料金制を設定しています。

【一般用(税抜き)】

種	別	単価
基本料金	8 m³まで	800円
超過料金	$9 \text{ m}^3 \sim 10 \text{ m}^3$	120 円
(1 m³につき)	$11 \text{ m}^3 \sim 20 \text{ m}^3$	134 円
	$21 \text{ m}^3 \sim 30 \text{ m}^3$	171 円
	$31 \text{ m}^3 \sim 50 \text{ m}^3$	210円
	51 m³∼ 100 m³	246 円
	$101 \text{ m}^3 \sim 200 \text{ m}^3$	280 円
	$201 \text{ m}^3 \sim 500 \text{ m}^3$	298 円
	$501 \text{ m}^3 \sim 1,000 \text{ m}^3$	318円
	1,001 ㎡以上	337 円
	(1 ㎡につき)	

【浴場用(税抜き)】

1	種 別	単価
基本料金	300 m³まで	7,260 円
超過料金	$301 \text{ m}^3 \sim 2,000 \text{ m}^3$	38 円
(1 ㎡につき)	$2,001 \text{ m}^3 \sim 3,000 \text{ m}^3$	39 円
	3,001 m³~5,000 m³	40 円
	5,001 m ³ ~10,000 m ³	41 円
	10,001 m ³ ~15,000 m ³	42 円
	15,001 m³以上	43 円
	(1 m³につき)	

下水道使用料の額については、本来「総括原価方式(事業経営に必要な全 ての費用に一定の報酬割合を加えて料金を決定)」により、算定することが 望ましいとされています。

しかし、本市では多額の企業債償還金など汚水処理に要する費用を下水道使用料だけでは賄えておらず、一般会計繰入金で補てんする状況が続いていました。この資金不足等に対応し、次世代に負担を残すことのないよう長期的な視野に立って事業運営を行うため、平成25年10月に下水道使用料の約10%の増額改定を行いました。

【条例上の使用料及び実質的な使用料(20 m³あたり)(税抜き)】

条例上	の	平成 27 年度	2,380 円	実質的な	平成 27 年度	2,993 円
使用料		平成 28 年度	2,380 円	使用料	平成 28 年度	2,995 円
>	% 1	平成 29 年度	2,380 円	※ 2	平成 29 年度	3,015 円

- ※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
- ※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 ㎡を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

3. 組織体制

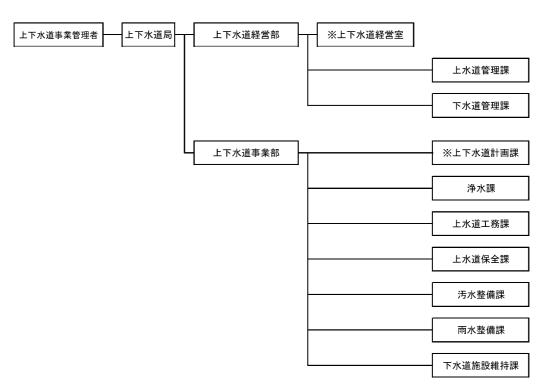
本市の下水道事業は、建設から維持管理への転換期を迎え、経営基盤の強化や将来にわたって安定した下水道サービスの提供を目的として、下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、独立採算の原則に則り事業経営を行う「公営企業会計」へ平成23年4月に移行しました。

また、法の適用を円滑に進めるため、同時に上下水道組織の統合を行い、 上下水道局を設置しました。

当時、下水道部と水道局で合わせて2部11課体制であったものを総務部門 や料金部門の整理統合により、2部1室8課体制とし、事務や技術の継承に 配慮した効率的な職員配置を進めてきました。

現在(平成30年4月1日)では、管理部門の窓口の一元化にも取り組み、 2部1室9課体制(下水道事業会計の職員数116人)で運営しています。

【組織図(平成30年4月1日現在)】



※印は、各部における総務担当課を示しています。

【下水道事業会計 職員数(平成30年4月1日現在)】

	特別職	正職員	再任用	一般職 非常勤	合計
部長(上下水道事業部)		1人			1人
次長(上下水道事業部)		1人			1人
上下水道経営室		14 人			14 人
下水道管理課		15 人	6 人		21 人
上下水道計画課		7人			7 人
汚水整備課		11 人	3 人	1人	15 人
雨水整備課		10 人	1人		11 人
下水道施設維持課		40 人	6人		46 人
合 計	0人	99 人	16 人	1人	116 人

※特別職(上下水道事業管理者)は、水道事業会計の職員数に計上しています。

第3章 これまでの取り組み

本市の下水道事業は、平成 23 年度の地方公営企業法の適用などに伴い、 平成 25 年度に、事業の全般の安定運営を目的として、現行の「上下水道ビジョン」及び「経営計画」を策定し、その考え方に基づいて、各種取り組みを進めてきました。

今回、新たに「経営戦略」を策定するにあたり、現行の「上下水道ビジョン」等に掲げた下水道事業の基本方針に基づく取り組み状況等を総括し、本章にて報告するものです。

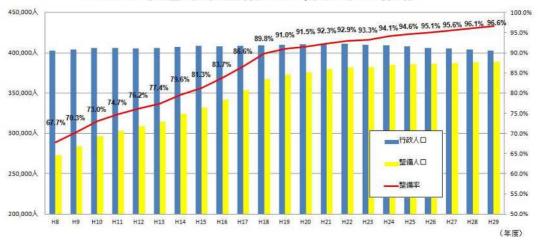
1. 汚水整備の状況

昭和30年代の香里処理場の運転開始に始まり、昭和50年代から本格的に公共下水道の整備を進めてきました。

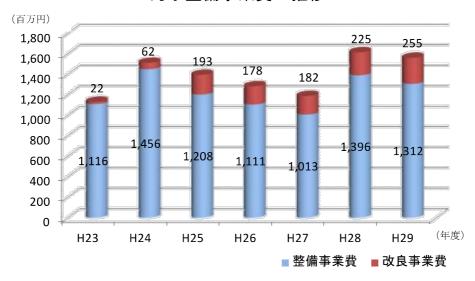
平成の時代に入ってからは多額の事業費を投じながら、普及率を上昇させてきましたが、平成 10 年以降は企業債の増加による償還金などの急激な増加が要因となり経営状況が悪化したため、事業費を順次抑制してきました。

平成 25 年度には「上下水道ビジョン」等を策定し、整備方針を定め、平成 30 年度の住居系地域の事業概成(整備人口普及率 97.1%)を目指してきたところです。

公共下水道汚水整備人口普及率の推移



汚水整備事業費の推移



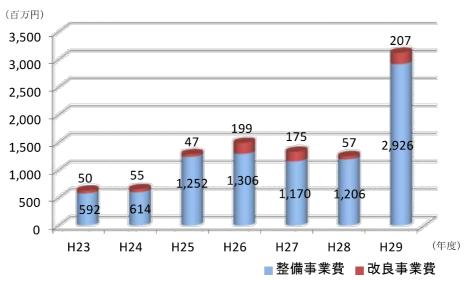
2. 雨水整備の状況

近年の計画降雨を上回る集中豪雨の増加や宅地化の進展によって、雨水管 に流れ込む水量が増加し、多くの浸水被害をもたらしています。

本市では、平成8年度に10年確率の降雨(降雨量54.4mm/h)に対応できるよう、「下水道事業計画」を変更し、溝谷川や新安居川の各ポンプ場整備事業を実施しているほか、幹線管渠の整備など、浸水被害の多い地域を中心に順次整備を進めています。

また、蹉跎排水区や楠葉排水区においては、浸水被害軽減の取組として、 下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、雨水貯留管等の整備工事を実施して います。

雨水整備事業費の推移



3. 経営健全化に向けた取り組み(経営健全化の方針)

(1) 使用料の適正化

◆料金改定について

下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けることとし、 また、その経費は国が定める公費負担などを除き、その全てを下水道使用料 で賄わなければなりません。

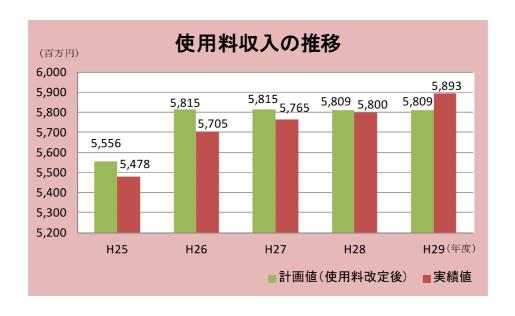
しかし、「上下水道ビジョン」等の策定前には下水道使用料で賄っている 経費が約70%で、不足する部分については、一般会計からの繰入金で補てん している状況であったため、平成25年10月に約10%の下水道使用料の増 額改定を行いました。

その後の使用料収入は、改定による収入額が増加したことにより、収支の 改善にもつながっています。

◆水洗化の促進

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道本来の目的達成のための取り組みであるとともに、それにより獲得した下水道使用料は、公営企業における経営の根幹をなすものです。

そのため、公共下水道の供用開始区域内の家屋所有者に対して、水洗化工事の手続き、補助・融資制度などをわかりやすく説明した啓発文書の発送や水洗化義務期限である3年を経過した未接続家屋の所有者への勧告や個別訪問などを積極的に行い、水洗化人口の増加に努めています。



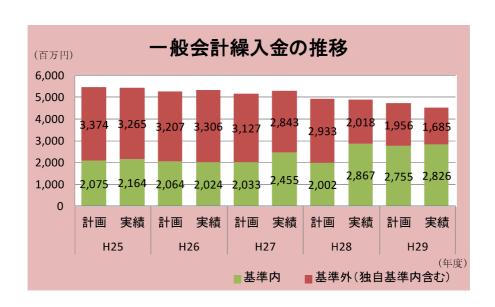
81

(2) 一般会計繰入金のあり方

現在においても下水道使用料ですべての汚水処理経費を賄えていないことから、一般会計からの基準外繰入金により補てんしている状況です。

しかし、使用料で賄うべき経費に税金を投入し続けることは、独立採算を 原則とした企業経営の観点からは問題があるといえます。

そのため、現行の「上下水道ビジョン」等や平成 27 年度に策定された「枚 方市新行政改革実施プラン」に基づく「事務事業・補助金見直し計画」にお いて、基準外繰入金の抑制目標額を掲げ、順次抑制を行っています。



(3)補助金等の活用による財源の確保

下水道の新規整備をはじめ、更新など各事業を実施するにあたっては、国が定める各種計画に基づき、積極的に国庫補助金等の特定財源の確保に努めています。

■国府補助金の推移	(単位:	百万円)
-----------	------	------

年度	計画値	実績値
H25	684	699
H26	649	869
H27	719	746
H28	684	690
H29	675	1,523

(4) 上下水道組織の統合を活かした効率的な執行体制の構築

平成 23 年度に実施した上下水道組織統合を機に、お客さまサービスの向 上を目指し、業務の整理統合を行ってきました。

一方、組織体制については、庁舎配置を含めて組織再編の検討を行い、中 宮浄水場の管理棟更新に伴い、平成 28 年度から中宮浄水場内に上下水道局 としての執務体制を集約したところです。

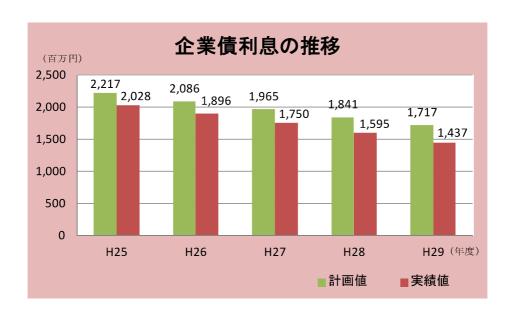
(5) 民間委託を活用した効率的な施設管理

効率的な事務執行を進めるため、すべての業務内容を点検し、適正な業務 運営の確保とサービスの維持向上に留意しつつ、電話交換業務の委託化や工 場等届出規制指導業務の一部委託化などを行ってきました。

(6)企業債利息の縮減

これまで、多額の企業債償還金等が経営を圧迫している中で、補償金免除 繰上償還制度などを活用しながら利息軽減に努めてきました。

現行の計画期間中には、新たな繰上償還制度はありませんでしたが、事業 費を縮減することにより、企業債残高の縮減にも取り組んできました。



(7) 人材の育成と技術の継承

専門知識が必要な上下水道局の業務を幅広く担えるエキスパート職員を 長期的視点で育成するため、水道・下水道事業それぞれの部署だけでなく、 両事業間の人事異動や部内のジョブローテーション、専門研修などを活用し、 将来への技術継承を見据えた取り組みを行ってきました。

(8) 下水道整備計画等の策定

本市の下水道事業は、過去の整備事業などに伴う企業債償還金等が経営上の大きな負担となっている一方で、今後の維持管理及び更新など新たな事業展開に対応していく必要があります。

そのため、事業実施に必要な国庫補助金の活用を目的として、現在、「下水道長寿命化計画」や「下水道総合地震対策計画」などに基づき、既設管の延命化や耐震化などの事業を実施しています。

また、下水道長寿命化計画については、国の補助制度変更に伴い、新たに 下水道ストックマネジメント計画の策定に取り組んでいます。

さらに、浸水被害軽減に向けては、「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定し、蹉跎及び楠葉排水区において、雨水貯留管等の整備工事を実施しているところです。

第4章 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表(総務省の指導により平成26年度決算から全自治体において公表)に用いられる「経営及び施設の状況を表す経営指標」を活用し、本市における経営指標の経年比較や類似団体(処理区域内人口10万人以上、処理区域内人口密度100人/ha以上)との比較を行います。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度における使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。

【算出式】 経常収支比率(%)= <u>経常収益</u> ×100

本市の経常収支比率は、平成 24 年度は 100%を下回るものの、 平成 25 年度以降は 100%を超え ており、経常収益で経常費用を賄う ことができています。



(2) 累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた 損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数 年度にわたって累積した欠損金)の状況を表す指標であり、累積欠損金が発 生していないことを示す 0%であることが求められます。

【算出式】 累積欠損金比率(%)= 当年度未処理欠損金 営業収益 - 受託工事収益 ×100

本市では、累積欠損金は発生していません。

(3)流動比率(支払能力)

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。

本市の流動比率は、平成 25 年 度の新会計基準の適用(1 年以内 に償還する企業債を流動負債に振 替える)に伴い大幅に低下し、 100%を下回っています。

1年以内に支払わなければならない負債を、1年以内に現金化できる資産で賄えていないため、支払能力を高めるための一層の経営改善を図る必要があります。



(4) 企業債残高対事業規模比率(債務残高)

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適切か、使用料は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要があります。

【算出式】

企業債残高対 事業規模比率(%) = 企業債現在高合計 - 一般会計負担額 営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金

本市では、これまで急激な下水 道整備を進めてきたため、公営企 業法適用時には約900億円を超え る企業債残高をかかえていました。

しかし、この間、繰上償還制度等の活用や事業費の抑制による企業債発行額の減少など、企業債残高の縮減に努めており、減少傾向となっています。



(5) 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

平成25年10月に下水道使用料を約10%増額改定したことや汚水処理費の算定方法が変更となった影響などにより、経費回収率が改善しましたが、依然、100%を下回っています。

今後も汚水処理経費を縮減する 一方で、適正な使用料の検証が必 要となっています。



(6) 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。

【算出式】 汚水処理原価(円)= 汚水処理費(公費負担分を除く) 年間有収水量

平成 27 年度までの実績値は 180 円前後と高く、類似団体の平 均値比較でも大幅に上回っていま したが、平成 28 年度に総務省の指 導に基づき、汚水処理費から控除 する公費負担分に「分流式下水道 に要する経費」を含めたため、150 円に低減しています。

今後も汚水処理費の低減に努め る必要があります。



(7) 施設利用率

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均 処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

本市は、流域関連公共下水道を採用しており、処理施設を保有していませんので、当該指標は該当しません。

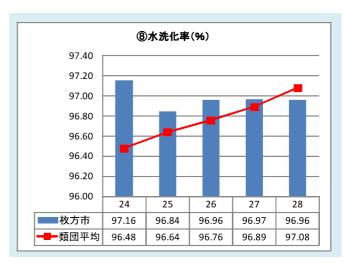
(8) 水洗化率

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表す指標であり、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい指標です。

【算出式】 水洗化率(%)= 現在水洗便所設置済人口 ×100 現在処理区域内人口

水洗化率は、平成 24 年度に集中浄化槽地域の接続が完了して以降、一般住居地域を整備してきたことから、水洗便所設置済人口と処理区域内人口は緩やかに増加しています。

公共用水域の水質保全や使用 料収入の確保の観点から、引き続き、水洗化率向上に向けた取り組 みが必要です。



(9) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

有形固定資産 有形固定資産減価償却累計額 減価償却率(%) = 有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価

 $\times 100$

有形固定資産減価償却率は類似団体の平均値を下回っていますが、資産の老朽化度合いが年々増加傾向にあります。

そのため、施設の更新・長寿命 化など、計画的に事業を行っていく 必要があります。



(10)管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、 管渠の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

管渠老朽化率(%) = -

法定耐用年数を経過した管渠延長 下水道布設延長

 $\times 100$

管渠老朽化率は類似団体の平均値を下回っていますが、今後、一斉に管渠の更新時期を迎えることから、新たに策定する「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、既設管渠の適切な維持管理と更新事業を計画的に進めていく必要があります。



(11)管渠改善率

管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

【算出式】

管渠改善率(%) = 改善(更新・改良・維持)管渠延長 下水道布設延長 ×100

管渠改善率については、類似団 体平均値を下回っています。

今後、急激な更新需要の増加に備え、新たに策定する「ストックマネジメント計画」に基づき、既設管渠の適切な維持管理や更新事業を計画的に進めていく必要があります。



~ 総括(現状分析で見えてきた課題)

1. 現状分析

現在の経営については、経常収支比率や経費回収率など経営に関する指 標は概ね良好と考えています。

管渠老朽化率が類似団体比較で低いことから、減価償却の終了した資産 が少なく、経常収支比率の分母となる経常費用に減価償却費も概ね適正に 見込まれています。しかし、経常収支比率の分子となる経常収益には、一 般会計からの基準外繰入金が含まれていることから、独立採算を原則とし た企業経営の観点から問題があるところです。

また、流動比率が低く、企業債現在高対事業規模比率が類似団体比較で 大幅に高いことから、使用料収入に比べ企業債残高や企業債元金償還金が 多いことなどを原因とする資金不足が懸念されます。

そのほか、有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率が増加傾向であるこ とや、管渠改善率が類似団体比較で低いことなどから、施設の老朽化が進 んでおり、更新需要の増加が見込まれます。

2. 課題

- ●独立採算を原則とした企業経営を行うためには、合理的な使用料の算定 や一般会計繰入金の適正化を行い、経済性と公共性のバランスを図る必 要があります。
- ●将来世代に負担を残さないためには、企業債発行の適正化や採算性を重 視した事業実施による財政運営を行う必要があります。
- ●今後増加する更新需要に対応するためには、計画的な事業実施と定期的 な計画の見直しを行う必要があります。

第5章 経営の重点方針

現状における本市の課題から、上下水道ビジョンにおける経営方針を 3 本の柱に再編し、新たに本経営戦略の策定期間における経営面での重点方針を定めます。

今後は、この経営の重点方針に基づき、持続可能な安定経営に努め、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。

現状分析で見えてきた課題

- ■独立採算を原則とした企業経営を行うためには、合理的な使用料の算定や一般会計繰入金の適正化を行い、経済性と公共性のバランスを図る必要があります。
- ■将来世代に負担を残さないためには、企業債発行の適正化や採算性を重視した 事業実施による財政運営を行う必要があります。
- ■今後増加する更新需要に対応するためには、計画的な事業実施と定期的な計画の 見直しを行う必要があります。

経営の重点方針

経済性と公共性のバランスの確保

- ① 合理的な使用料の算定
- ② 一般会計繰入金の適正化

将来負担を意識した財政運営

- ① 企業債発行の適正化
- ② 採算性を重視した事業実施

計画的な事業の推進

- ① 事業実施計画の策定
- ② 定期的な計画の見直し

1. 経済性と公共性のバランスの確保

(1) 合理的な使用料の算定

今後も持続的、安定的な下水道サービスを提供していくため、使用料については、原価を元に適切に算定するとともに、定期的な見直しを実施します。

(2) 一般会計繰入金の適正化

独立採算による企業経営を推進するため、税で負担すべき経費、使用料で賄うべき経費を明確にし、適正な負担区分により繰り入れを行います。

2. 将来負担を意識した財政運営

(1)費用の平準化を考慮した企業債発行

将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、費用 の平準化を考慮した充当率で借入れを行います。

(2) 採算性を重視した事業実施

新規事業の実施を決定するにあたっては、使用料に影響があることを意識し、 採算性を重視するとともに、補助金等の活用を前提とします。

3. 計画的な事業の推進

(1) 事業実施計画の策定

事業費の平準化を図るとともに、適切な維持管理や整備を推進するため、事業の実施計画を策定します。

(2) 定期的な計画の見直し

社会環境の変化に対応するため、経営戦略をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施します。

第6章 投資·財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

◆汚水事業について

平成 30 年度に住居系地域の概成を迎えることから、今後は、持続可能な下水道サービスを提供し続けるため、計画的な施設の維持管理や更新事業に取り組んでいく必要があります。

また、平成 26 年度に策定した「下水道総合地震対策計画」の計画期間が 平成 30 年度までとなっていることから、災害に強い下水道を目指して、新 たに「下水道総合地震対策計画」を平成 30 年度に策定し、対象となる重要 な幹線管渠のうち、緊急交通路や河川及び軌道の下に埋設されている管渠の 耐震診断を行い、その結果に基づき、順次管渠の更生工事など耐震化事業に 取り組んでいく必要があります。

計画期間中の建設改良費は、総額で約169億円と見込んでいます。

≪下水道施設長寿命化計画(平成 28 年度~平成 32 年度≫ 香里処理分区の改築・更新工事(平成 32 年度完了予定)

◆雨水事業について

現在、下水道事業計画に基づく排水能力向上に向けた雨水管渠やポンプ場整備事業を進めるとともに、近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づく雨水貯留施設の整備事業を実施していますが、今後も引き続き浸水被害軽減に向けた整備事業に取り組んでいく必要があります。

今後も、現行の「下水道事業経営計画」に定める雨水整備・浸水対策の基本方向などに基づき、事業を実施していきます。

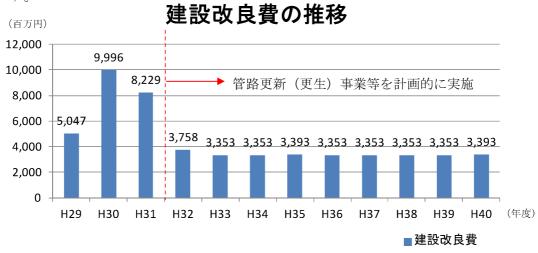
計画期間中の建設改良費は、新安居川ポンプ場整備や楠葉排水区雨水貯留 管整備などを含めて、総額で約220億円と見込んでいます。

≪予定される主な事業≫

新安居川ポンプ場整備事業(平成31年度完了予定) 楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業(平成32年度完了予定) 遠方監視設備の改築工事(平成31年度完了予定)

◆施設の更新事業について

今後は、予防保全型による計画的な施設の更新を進めるため、新たに平成 30年度に策定予定の「下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調 査を実施し、その調査結果を踏まえて、計画的な更新事業を実施していきま す。



◆採算性を重視した事業実施について

汚水事業における新規事業の実施については、これまで、事業の必要性などを考慮して、実施の判断を行ってきましたが、汚水事業にかかる経費については、税等で負担すべき経費を除き、下水道使用料で賄わなければならないことから、採算性の低い事業の実施は、市民の負担増加につながります。

今後は、事業の必要性だけでなく、それによって得られる将来の収入も考慮しながら、採算性を重視した事業実施の判断を行っていくこととします。

なお、予定していた財源に変更があった場合には、改めて事業実施の検討 を行うものとします。

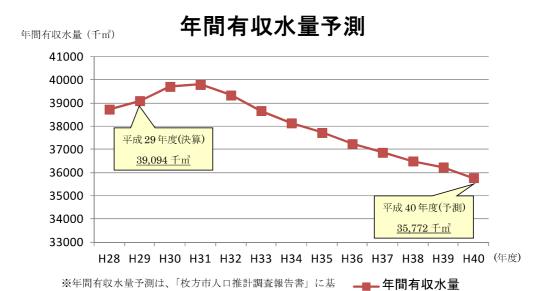
(2) 収支計画のうち財源についての説明

◆下水道使用料について

本市の行政区域内人口は、平成 21 年度末から平成 29 年度末にかけて、411,133 人から 402,608 人に減少しています。

下水道使用料についても、今後も引き続き、人口減少などによる年間有収水量の減少が予測されることから、平成 40 年度には約 55 億円 (平成 29 年度決算額比: ▲4 億円・▲7%) となる見通しです。

なお、本収支計画は、現行の料金体系による収支見通しとしています。



枚方市下水道事業経営戦略

づく人口予測をベースに算出しています。

本計画期間における下水道使用料の増収に向けた取り組みとして、次の 2 点を積極的に取り組むこととし、収支計画に見込んでいます。

① 徴収率向上に向けた取り組み

平成30年4月1日施行の「枚方市債権管理及び回収に関する条例」を踏まえて、適正な債権管理と延滞金の算出を行い、納期限を経過した下水道使用料については、これまでの電話催告及び訪問徴収等に加えて、支払督促及び滞納処分に関する事前通知や不誠実者等に対する強制執行など徴収率向上に向けた取り組みを行うとともに、市民の利便性の向上につながる、収納方法の拡大についても検討します。

② 水洗化の促進

水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営基盤強化に欠かすことのできない財源です。現在、水洗化促進については、これまで家屋所有者に対して、説明会などを通じて接続に対する理解を求めていますが、平成30年度から、3年を超えた未接続家屋の全所有者に対して、5ヵ年で計画的に戸別訪問を行い、指導、勧告や融資制度の説明を行うなど、その義務を十分理解していただき、早期の水洗化につなげていきます。

◆国府補助金について

建設改良事業の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国 府補助金を優先的に活用します。

◆企業債について

企業債は、長期にわたって償還していくことによる費用の平準化や、施設の建設費をその施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業費の国府補助金以外の主な財源として見込んでいます。

しかし、企業債の償還期間と減価償却年数が大きく乖離することは、元金 償還額と減価償却費に差異を生じさせ、企業債の償還期間中に運転資金が不 足する原因となっています。

このことから、将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、一定の自己資金を投入し、減価償却年数を考慮した起債充当率

により借入れを行うこととし、収支計画に見込んでいます。

これにより、企業債利息や残高を縮減するとともに、資金面の平準化を図ることで、経営基盤の強化に努めます。このことから、平成 40 年度末の企業債残高は約513億円を見込んでおり、平成29年度の約658億円と比べ、約145億円の減少となる見通しです。



企業債発行額・企業債残高の推移

◆一般会計繰入金について

一般会計繰入金については、引き続き、これまでの基準外繰入金の縮減の 取り組みを行っていき、平成 34 年度には、基準外繰入金の受け入れをゼロ (福祉減免分等の市の施策分を除く)とし、新たに「分流式下水道等に要す る経費」分を基準内繰入金として計上します。

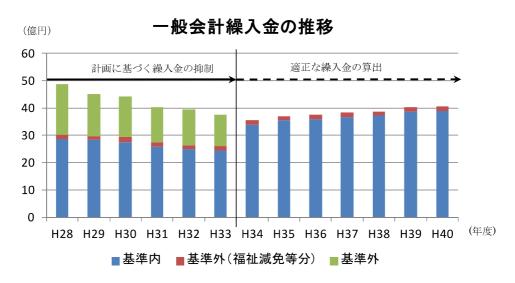
また、一般会計繰入金を決算額に基づく翌年度精算方式とするなど、税等で負担すべき経費(公費)と使用料収入で賄うべき経費(私費)の区分の明確化を図ります。

今後は、この考え方を基本とすることで、汚水処理経費を経営によって得られる収入で賄う独立採算を原則とした企業経営へ本格的に移行します。

なお、企業債の償還原資を確保するため、「雨水企業債償還金」に対して 繰入れを受けてきましたが、平成 32 年度以降は、減価償却費に対して受け 入れることで、繰入金総額の増加を抑制しています。

これらのことを踏まえた今後の繰入金総額の見通しは、基準外繰入金の縮減などの取り組みにより、平成 34 年度まで減少傾向となりますが、新たな

基準内繰入金を計上することから、平成 35 年度からは徐々に増加する見込みで、平成 40 年度では、総額で約 40 億円 (平成 29 年度決算額比:▲5 億円)となる見通しです。



雨汚水別では、汚水分で、基準外繰入金の減により減少する一方で、分流 式下水道に要する経費分の増により徐々に増加しますが、平成 40 年度には 約 16 億円 (平成 29 年度決算額比:▲6 億円)となる見通しです。

一方、雨水分で、企業債償還金分の受け入れ廃止により平成 32 年度から徐々に減少するものの、減価償却費や利息の増により増加し、平成 40 年度には約24億円(平成29年度決算額比:1億円)となる見通しです。

一般会計繰入金の推移	(単位:百万円)
	(+ H H : H / J / J / J / J / J / J / J / J / J /

	<u>K A HIMAN W</u>	プリエコグ					\— <u> </u>	<u> </u>
/ 区	分	年 度	前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
	基準内繰入金		2,826	2,850	2,584	2,484	2,450	3,397
	基準外繰入金		1,685	1,570	1,451	1,456	1,315	162
	合	計	4,511	4,420	4,035	3,940	3,765	3,559

年 区 分	度 35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
基準内繰入金	3,552	3,587	3,679	3,717	3,878	3,893
基準外繰入金	156	156	156	156	156	156
合 計	3,708	3,743	3,835	3,873	4,034	4,049

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆職員給与費について

本収支計画では、平成30年度の組織体制と同規模の人員配置をベースと していますが、汚水事業における住居系地域の事業概成などに伴い業務量が 減少することによる人員削減を見込んでいます。

◆経費(動力費・修繕費・材料費等)について

平成29年度決算額をベースに算出しています。

◆減価償却費について

平成 29 年度末時点の償却資産に今後の更新投資分を加えて算出していま す。平成40年度には汚水事業で約45億円(平成29年度決算額比:4億円)、 雨水事業で約28億円(平成29年度決算額比:9億円)、全体では約73億円 (平成29年度決算額比:13億円)となる見通しです。

◆他会計長期借入金について

現在、水道事業会計から借入れを行っている他会計長期借入金について は、予定どおり、返済を行っており、平成34年度には完済する予定です。

種類	借入総額	残高 (平成 29 年度末時点)	償還予定
大阪府貸付金繰上償還資金	328,800 千円	263,795 千円	平成 33 年度
運転資金	850,000 千円	610,000 千円	平成 34 年度
簡保資金繰上償還資金	331,600 千円	331,600 千円	平成 34 年度

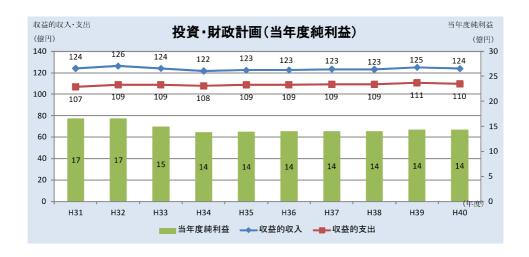
2 投資 財政計画(収支計画)

収入においては、下水道使用料が期間を通じて減少傾向となります。また、他会計負担金や補助金等の一般会計繰入金は平成 34 年度まで減少傾向となりますが、平成 35 年度からは増加傾向となり、収入全体では概ね横ばいになると見込んでいます。

一方、支出においては、支払利息が期間を通じて大きく減少する反面、減 価償却費が期間を通じて大きく増加傾向となることなどから、支出全体では 期間を通じて徐々に増加していくものと見込んでいます。

これらのことから、当年度純利益は平成 31 年度から減少傾向となりますが、平成 35 年度からはほぼ横ばい状態で安定します。この結果、期間中の収支は、平成 40 年度対平成 29 年度比で、約 4 億円の減少となりますが、現金の支出を伴わない減価償却費が汚水事業で約 4 億円の増加となることや、資本的収支では企業債償還金が約 24 億円の減少となることなどから、経営状況は改善していく見通しです。

なお、減価償却費が増加していくことや、経営状況が改善していくことから、補填可能な財源が増加していますが、企業債の借入れの充当率を見直すことにより、それに見合う自己資金が必要となることや、次頁でも記述しているとおり、新たな事業実施計画や大阪府流域下水道維持管理負担金など、現時点では収支に見込むことのできないものの、支出の増加が想定される経費があることから、経営に与える影響を踏まえ、「経営戦略」の見直しの際に収支計画に反映していきます。



下水道事業会計 投資・財政計画(収支計画) 収益的収支の推移(税抜き)

	<u> </u>				1	1	
		前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
	営業収益(A)	9,184	8,979	9,133	9,232	9,075	8,869
	うち使用料収入	5,893	5,937	6,098	6,023	5,915	5,835
	うち他会計負担金	1,314	1,235	1,897	2,103	2,088	3,023
	うち他会計補助金	1,964	1,788	1,126	1,095	1,060	0
収	営業外収益(B)	3,125	3,225	3,213	3,321	3,250	3,224
入	うち他会計負担金	0	0	5	5	5	5
	うち他会計補助金	252	329	325	361	255	162
	うち負担金	61	60	61	61	61	61
	うち長期前受金戻入	2,783	2,820	2,797	2,869	2,904	2,971
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	12,309	12,204	12,346	12,553	12,325	12,093
	営業費用(C)	8,978	8,949	9,404	9,670	9,733	9,799
	うち職員給与費	751	704	579	645	594	568
_	うち維持管理費	584	719	590	589	589	589
支出	うち流域下水道維持管理負担金	1,683	1,472	1,703	1,701	1,699	1,699
"	うち減価償却費	5,961	6,054	6,533	6,735	6,851	6,942
	営業外費用(支払利息等) (D)	1,628	1,443	1,345	1,288	1,164	976
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	10,606	10,392	10,749	10,958	10,897	10,775
経常	常損益 (ウ)	1,703	1,812	1,597	1,595	1,428	1,318
特別損益 (工)		85	26	67	67	67	67
当年度純利益 (ウ)+(エ)		1,788	1,838	1,664	1,662	1,495	1,385
健全	≥化法施行令第16条により算定した資金不足額	_	_	-	_	_	_

資本的収支の推移(税込み)

	THI TAX XVV JETY (TILLEVY)	前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
	企業債	2,998	7,384	5,874	3,656	2,626	2,630
	他会計負担金(出資金含む)	981	1,068	682	376	357	369
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
収入	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
<u> ``</u>	国府補助金	1,523	1,844	1,730	514	500	500
	その他(工事負担金等)	86	195	18	18	7	2
	収入計 (ア)	5,588	10,491	8,304	4,564	3,490	3,501
	建設改良費	5,047	9,996	8,229	3,758	3,353	3,353
支	企業債等償還金	5,911	5,817	5,349	5,731	5,017	5,043
出	その他	82	218	308	308	308	308
	支出計(イ)	11,040	16,031	13,886	9,797	8,678	8,704
収支不足額 (イ)ー(ア)		5,452	5,540	5,582	5,233	5,188	5,203
上記不足額に補填可能な財源		7,539	7,977	8,878	9,157	9,554	9,915
補填財源不足額 – – – – – –					_		

[※]補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「一」は不足していない状態。

(単位:百万円)

							(里1	4:日ク円)
			35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
	営業収益(A)		8,920	8,921	8,957	8,937	9,057	8,962
		うち使用料収入	5,771	5,697	5,641	5,584	5,542	5,472
		うち他会計負担金	3,138	3,213	3,305	3,343	3,504	3,479
		うち他会計補助金	0	0	0	0	0	0
収	営	業外収益(B)	3,258	3,290	3,305	3,311	3,363	3,360
入		うち他会計負担金	5	5	5	5	5	5
		うち他会計補助金	156	156	156	156	156	156
		うち負担金	61	61	61	61	61	61
		うち長期前受金戻入	3,009	3,042	3,057	3,063	3,114	3,112
	収入計 (ア) [(A)+(B)]		12,178	12,211	12,262	12,248	12,420	12,322
	営	業費用(C)	9,973	10,069	10,104	10,145	10,336	10,274
		うち職員給与費	655	663	628	602	687	582
_		うち維持管理費	589	589	589	589	589	589
支出		うち流域下水道維持管理負担金	1,698	1,698	1,698	1,698	1,697	1,697
"		うち減価償却費	7,031	7,119	7,189	7,256	7,363	7,407
	営業外費用(支払利息等) (D)		882	808	818	764	716	681
	支出計 (イ) [(C)+(D)]		10,855	10,877	10,922	10,909	11,052	10,955
経常損益(ウ)		1,323	1,334	1,340	1,339	1,368	1,367	
特別損益 (エ)		67	67	67	67	67	67	
当年度純利益 (ウ)+(エ)		1,390	1,401	1,407	1,406	1,435	1,434	
健全	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		_	_	_	_	_	_

(単位:百万円)

他会計負担金(出資金含む) 409 369 369 369 369 409 409 409 409 369 369 369 409								<u> </u>
他会計負担金(出資金含む) 409 369 369 369 369 409 409 409 409 369 369 369 369 409			35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
世会計補助金		企業債	2,632	2,384	2,294	2,294	2,294	2,294
収入 他会計借入金 0 0 0 0 0 0 国府補助金 500 500 650 650 650 650 その他(工事負担金等) 1 1 1 1 1 1 収入計(ア) 3,542 3,254 3,314 3,314 3,314 3,314 建設改良費 3,393 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,393 支企業債等償還金 4,625 4,502 4,344 4,431 3,736 3,613 その他 308 308 308 308 308 308 支出計(イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額(イ)ー(ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677		他会計負担金(出資金含む)	409	369	369	369	369	409
入 他会計信人金 0 0 0 0 0 0 国府補助金 500 500 650 650 650 その他(工事負担金等) 1 1 1 1 1 収入計(ア) 3,542 3,254 3,314 3,314 3,314 3,314 建設改良費 3,393 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,393 支業債等償還金 4,625 4,502 4,344 4,431 3,736 3,613 その他 308 308 308 308 308 支出計(イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額(イ)ー(ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677		他会計補助金	0	0	0	0	0	0
国府補助金 500 500 650 650 650 650 650 700 700他(工事負担金等) 1 1 1 1 1 1 1 1 1		他会計借入金	0	0	0	0	0	0
収入計 (ア) 3,542 3,254 3,314 3,314 3,314 3,354 建設改良費 3,393 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,353 3,393 全業債等償還金 4,625 4,502 4,344 4,431 3,736 3,613 その他 308 308 308 308 308 308 308 308 支出計 (イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額 (イ)ー(ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677	 ^ `	国府補助金	500	500	650	650	650	650
建設改良費 3,393 3,353 3,353 3,353 3,353 3,393 支 企業債等償還金 4,625 4,502 4,344 4,431 3,736 3,613 その他 308 308 308 308 308 308 308 308 308 支出計 (イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額 (イ)ー(ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677		その他(工事負担金等)	1	1	1	1	1	1
支 企業債等償還金 4,625 4,502 4,344 4,431 3,736 3,613 その他 308 308 308 308 308 308 308 支出計 (イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額 (イ) - (ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677		収入計(ア)	3,542	3,254	3,314	3,314	3,314	3,354
世 その他 308 308 308 308 308 308 308 308 支出計 (イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額 (イ)ー(ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677		建設改良費	3,393	3,353	3,353	3,353	3,353	3,393
支出計 (イ) 8,326 8,163 8,005 8,092 7,397 7,314 収支不足額 (イ) - (ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677	支	企業債等償還金	4,625	4,502	4,344	4,431	3,736	3,613
収支不足額 (イ)ー(ア) 4,784 4,909 4,691 4,778 4,083 3,960 上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677	出	その他	308	308	308	308	308	308
上記不足額に補填可能な財源 10,435 11,429 12,348 13,542 14,750 16,677		支出計(イ)	8,326	8,163	8,005	8,092	7,397	7,314
	収	収支不足額 (イ)ー(ア)		4,909	4,691	4,778	4,083	3,960
補填財源不足額	上記不足額に補填可能な財源		10,435	11,429	12,348	13,542	14,750	16,677
	補	真財源不足額	_	_	_	_	_	_

3. 収支計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組み

(1) 事業実施計画の策定

今後の事業実施については、平成33年度までは現行の経営計画における事業計画に基づき実施していくこととしていますが、平成31年度以降には、事業費の平準化や計画的な事業実施を目的として、計画期間を平成40年度までとする新たな事業実施計画を策定します。

(2) 大阪府流域下水道維持管理負担金の協議

本市の汚水処理は、大阪府の流域下水道(淀川左岸・寝屋川北部)で行って おり、その構成市として施設の維持管理経費などを負担しています。

大阪府流域下水道については、平成30年度から地方公営企業法の一部適用による企業会計方式へ移行し、合わせて経営戦略を策定しています。その中で収入支出の見直しの一つとして、構成市からの負担金を見直すこととし、検討を大阪府において、行っているところです。

そのため、今後、同負担金については大幅な増加が見込まれるため、実施内容等について、大阪府と協議を進めていきます。

(3) 基準外繰入金の削減

一般会計からの基準外繰入金については、これまでの削減の取り組みを引き 続き継続することに加え、収支状況を踏まえた上で、さらなる削減に向けた検 討を行います。

(4) 事務事業等の見直し

その他の経費については、局内において事務事業の見直しを順次行っており、今後も引き続き、経費の抑制に取り組んでいきます。

なお、経営戦略の5年ごとの定期的な見直しの際には、具体化した取り組 み内容を、本収支計画に反映していきます。

(5)人員体制の整備

本収支計画では、今後の体制の見通しとして、平成 30 年度の組織体制と 同規模の人員配置をベースに、汚水事業における住居系地域の事業概成など に伴う業務量の減少に合わせて、人員削減を見込んでいますが、今後、新た に策定する事業実施計画の事業量を踏まえ、下水道サービスの低下を招くこ とのないよう、執行体制を確保しつつ、より効率的・効果的な組織運営に努

めるとともに、新行政改革実施プランに掲げるポンプ場の運転管理における 技能労務職員などの職員の適正配置を進めていきます。

(6) 民間活力の活用

経営健全化の取り組みとして、これまでも民間事業者のノウハウを活かし、より効果的、効率的な事業運営をめざし、民間委託の推進に取り組んできました。今後も、行政の役割と責任を踏まえ、民間活力の活用を図っていきます。

(7) 下水道使用料の見直し

平成 32 年度に、現行の水道料金制度の見直しを行う予定としており、下水道使用料制度についても、水道料金制度と関係する基本水量の廃止などを、合わせて見直す予定としています。

加えて、平成35年の「経営戦略」の定期的な見直し以降は、見直し後の「収支計画」を基に、次の5年間で必要となる総括原価を算定し、現行の下水道使用料との比較検証などを行います。

その上で、適正な使用料水準を見極め、使用料改定の可否を定期的(5 年ごと)に判断していきます。

第7章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

経営戦略の事後検証については、その実施状況を、毎年度の決算に基づいて評価・検証を行いながら、進捗管理を実施します。

また、人口減少や節水機器の普及などの社会環境の変化により、経営戦略 策定時の状況と実態が大きく乖離することも想定されます。

これらのことに対応するため、経営戦略については、これまでの計画のように計画期間終了時に改定するのではなく、5年ごとに定期的な見直しを行うこととします。また、料金改定や上下水道ビジョンを始めとする本計画に大きく影響がある新たな整備計画の策定や改定があった場合には、定期的な見直しとは別に、臨時的な見直しを行うものとします。

その他、これからは、経営戦略の定期的な見直しの翌年度に、使用料対象 経費を算定し、市民の皆さまにお示しした上で、料金改定の必要性を定期的 に判断するサイクルを構築し、これらの取り組みを継続していきます。

用語解説

あ

○一般会計繰入金

一般会計から、水道や下水道事業など他会計に繰り出される金額のこと。 国が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」は他会計負担金、地方公共団体が独 自に定める「基準外繰入金」は他会計補助金で整理される。

○汚水処理経費

下水道の管理に要する経費のうち、汚水にかかる維持管理費や資本費の合計。資本費は、汚水施設にかかる減価償却費や企業債利息。

か

○経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算(施設・設備投資の見通し)等の支出と財源試算(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)を中心として、効率化・経営健全化のための取り組み方針などを示すもの。

〇公共下水道

下水道法第2条第3項に規定されており、主に市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは、流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

○公費負担

公営企業は独立採算が基本となっており、経営に要する経費については、料金をもって賄うこととされていますが、下水道事業では雨水にかかるものなど、サービスの益が広く公共の用に供される場合、その負担は税ですべきものとされている。

○公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部が当然に適用される事業及び条例によって、その全部または一部を適用している事業の会計をいい、民間企業と同様に、発生主義に基づき複式簿記等により経理されるもの。

○計画降雨

計画上の降雨量のこと。降雨量は確率計算により求める方法が一般的である。

○国庫補助金

国として、地方公共団体が実施する特定の事業を奨励するために交付するもの。 下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されており、補助対象となる施設については、下水道法施行令及びこれに基づく国土交通省告示に想定されている。

○緊急交通路

大規模な災害が発生した際に、消防・救急・警察などの緊急車両の通行を円滑にするため、一般車両の通行を禁止・制限される道路

○企業債

公営企業が行う建設改良事業などの財源として、国や金融機関等から借り入れる資金のこと。なお、その償還費は当該施設を用いて得られる料金により回収することとされている。

○減価償却

企業が所有する機械、建物など固定資産の価値は、その耐用年数に応じて減少していくが、その減少する価値分を費用として計上する会計処理のこと。

さ

○資本的収支

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出を計上する。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補て ん財源で補てんするものとされている。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

なお、発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのよう に現金支出を伴わない費用も含まれる。

○10 年確率の降雨

10年に一度の確率で降る大雨。本市の10年確率の雨量は、54.4mm/時。

○ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することである。

○整備人口普及率

行政区域内人口に対する整備区域内人口の割合

下水道事業の進捗を表す指標で、行政区域内人口に対する下水道整備済区域の人口の割合を示す。

なお、行政区域内人口に対して処理区域内の人口の割合を示すものとして、処理人口普及率がある。

○全部適用

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、地方公営企業 法の規定に基づき、法の全部の規定が当然に適用される事業(当然適用事業)と条例 により任意に法の全部又は一部(財務規定等)を適用することができる(任意適用事業)がある。

法適用企業の中にも、総則・雑則及び組織・財務・職員に関する条項の全部を適用する方法(全部適用)と総則・雑則及び財務のみを適用する方法(一部適用)がある。なお、地方公営企業が弾力的かつ機動的に経営を行っていくことを念頭に置いた場合、財務規定の適用にとどまらず、全部適用が望ましいと考えられる。

○総括原価方式

料金算定期間における料金対象経費で、事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬を加えた総括原価が、総収入と見合うように料金を設定するという公共料金の典型的な料金設定方法のこと。

○充当率

建設改良事業の財源として、国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担額に対して、企業債を充当する際の割合のこと。

毎年、総務省が策定する起債許可方針によって各種事業における地方(企業)債ご とに示される。

○資産維持費

将来にわたり必要な規模で事業を維持できるよう、施設の建設、改良、再構築等に 充当する費用のこと。

○使用料対象経費

汚水処理にかかる経費のうち、下水道使用料の算出基礎となる経費のこと。

〇水洗化(人口)

下水道処理区域内で水洗便所等を設置している状態(人口)のこと。

た

○独立採算の原則

公共下水道事業は、地方公営企業法に規定される公営企業とされており、その事業に伴う収入をもってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。そのため、水道や下水道事業などの公営企業の経営は、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、独立採算制の下に行われなければならない。

○地方財政法第6条

地方財政法第6条は、「公益企業の経営」について規定している。

公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもってこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会 計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

は

○分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道のこと。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水はそのまま河川等に放流する。

○排水区(処理区)

排水区域は、公共下水道により下水を排除することができる地域で、一方、処理区域は、下水を終末処理場により処理することができる地域としている。これらの地域は、いずれも、下水道法上の「供用開始の公示」に基づき定められている。

本市の市域においては、排水区と処理区を定めており、雨水の排除に関しては排水区、汚水の排除に関しては処理区としている。

発行年月 平成31(2019)年3月

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20-3 Tel 072-848-4199 (代表)

FAX 072-848-6508

編集 上下水道経営部 上下水道経営室

枚方市上下水道局